

第2編

震災対策編

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部の組織

地震により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策を強力に推進するため設置される災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営等並びに防災関係機関の活動体制について定める。

1 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

市の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認められた時は、災害対策基本法第23条の2の規定により、長井市災害対策本部を設置し、また災害地にあって災害対策本部の事務の一部を行う組織として現地災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準により本部を設置し、又は廃止する。

設置基準	1 市内で震度5強以上の地震が観測されたとき 2 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3 市長が特に必要と認めたとき
廃止基準	1 災害応急対策が概ね完了したとき 2 その他必要がなくなったと認められたとき

(3) 災害対策本部長等の職務と権限の代行

ア 災害対策本部長は長井市長をもって充てる。本部長は、災害対策本部の事務を総理し、所在の職員を指揮監督する。

イ 災害対策副本部長は、長井市副市長をもって充てる。副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ 本部長及び副本部長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、「長井市長の職務を行う者の順位等に関する規則」により指名した災害対策本部の司令部員がその職務を代理する。

(4) 設置場所

本部は、市役所本庁舎2階庁議室に置く。ただし、本庁舎が被災し、建物損壊等により使用不能となった場合は、次の順位により本部を設置する。

第1 予定場所	長井市置賜生涯学習プラザ
第2 予定場所	西置賜行政組合西置賜防災センター

(5) 災害対策本部設置・廃止の公表及び通知

市災害対策本部を設置・廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するとともに、長井市災害対策本部の標示板を庁議室入口に掲示するものとする。

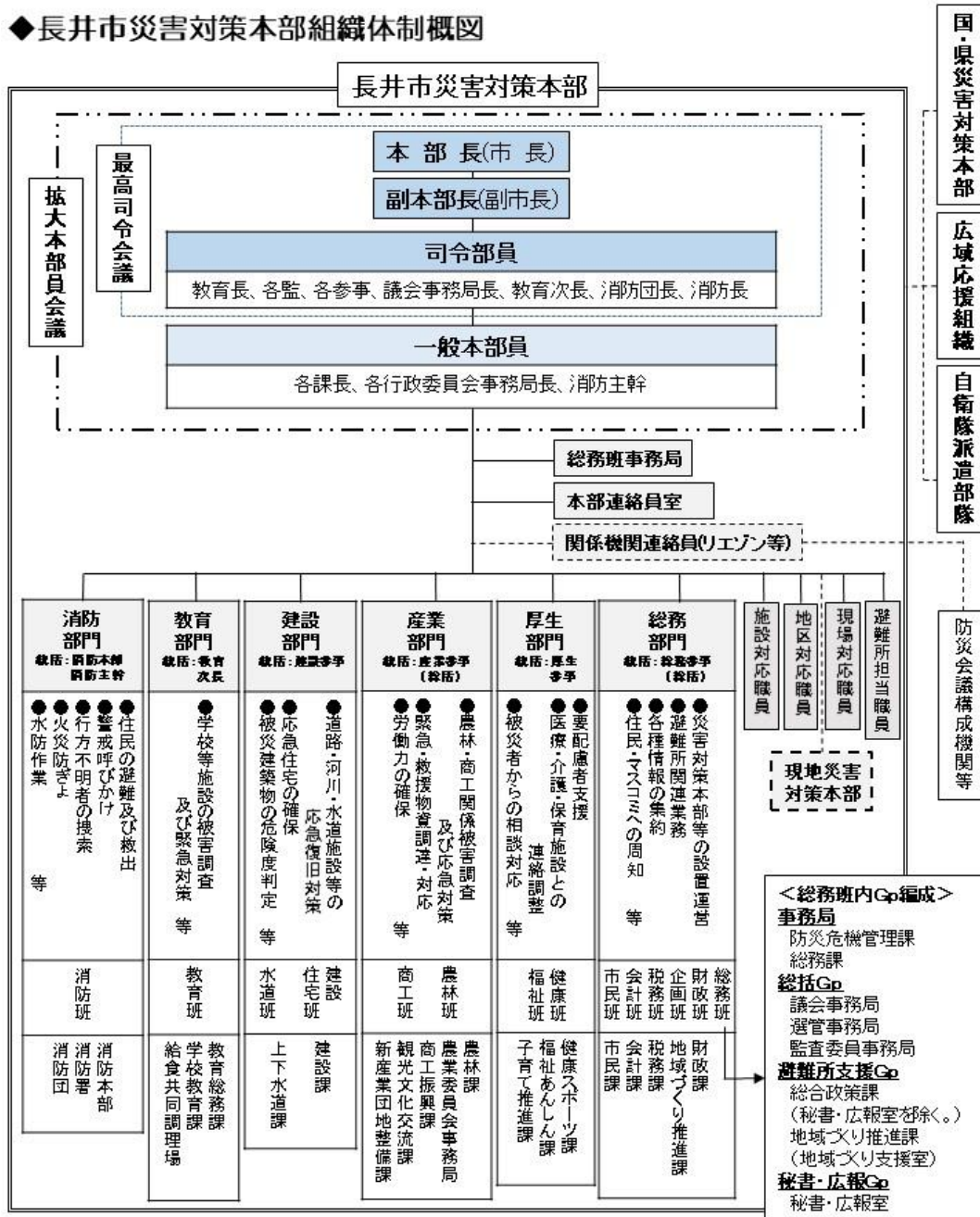
通知及び公表先	方法	担当責任者
災害対策本部各班	庁内放送、電話、口頭	総務班長
山形県防災危機管理課 置賜総合支庁総務課	防災情報システム、県防災行政無線、 電話又は文書	総務班長
長井警察署	電話またはFAX文書、口頭	総務班長
市防災会議委員	電話またはFAX文書、口頭	総務班長
市議会議員	電話またはFAX文書、口頭	総務班長
各報道機関	電話またはFAX文書	総務班長
各地区長	電話またはFAX文書、口頭	総務班長
一般市民	コミュニティFM 広報車、報道機関を通じて	総務班長

(6) 災害対策本部の組織編成等

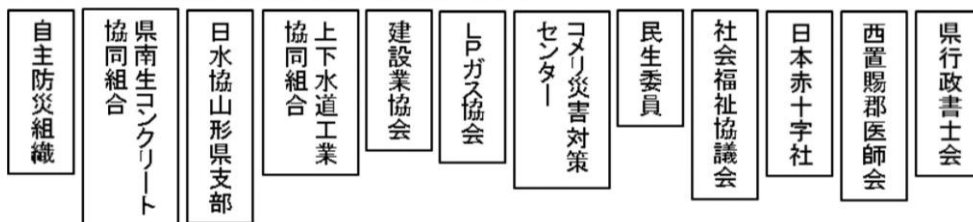
長井市災害対策本部の組織及び構成は、「長井市災害対策本部条例」及び「長井市災害対策本部運営規程」の定めるところにより、長井市長を本部長とし、最高司令会議、拡大本部員会議、本部連絡員室、各部門、各班から構成する。

ア 長井市災害対策本部の組織編成は次のとおりとする。

◆長井市災害対策本部組織体制概図



※主な災害対応協力関係(協定締結等)諸団体等



イ 本部連絡員の構成は次のとおりとする。

区 分	業 務 担 当 者		分 担 事 項
室 長	防災危機管理課 防災担当課長又は補佐		総 括
副 室 長	総務課補佐		室長補佐
本 部 連 絡 員	総 務 班	総合政策課補佐 議会事務局補佐	全般並びに総務班に関する事項
	財 政 班	財政課補佐	財政班に関する事項
	企 画 班	地域づくり推進課補佐	企画班に関する事項
	税 務 班	税務課補佐	税務班に関する事項
	市 民 班	市民課補佐	市民班に関する事項
	健 康 班	健康スポーツ課補佐	健康班に関する事項
	農 林 班	農林課補佐 農委事務局補佐	農林班に関する事項
	商 工 班	商工振興課補佐 観光文化交流課補佐 新産業団地整備課補佐	商工班に関する事項
	建 設 住 宅 班	建設課補佐	建設住宅班に関する事項
	水 道 班	上下水道課補佐	水道班に関する事項
	福 祉 班	福祉あんしん課補佐 子育て推進課補佐	福祉班に関する事項
	教 育 班	教育総務課補佐 学校教育課補佐	教育班に関する事項
	会 計 班	会計課補佐	会計班に関する事項
消 防 班	消防本部予防課補佐	消防班に関する事項	

ウ 各部門・班の事務分掌及び班長等については、次のとおりとする。

部名	班名	分掌業務
総務部門 (当初避難所支援重視)	総務班 班長：総務課長 総合政策課 総務課 防災危機管理課 議会事務局 選管事務局 監査委員事務局 【Gp長】 事務局：防災危機管理課 防災担当課長 総括：議会事務局長 避難所支援：地域づくり推進課長 秘書・広報：総合政策課長	事務局：防災危機管理課、総務課 ① 災害対策本部等の設置・運営(資料作成含む) ② 災害対策本部内の総合調整 ③ 被害状況の把握及び報告 ④ 気象情報、河川水位情報等の収集・伝達 ⑤ 災害応急対策の調整 ⑥ 国、県及び関係機関等との連絡調整 ⑦ 自衛隊等の派遣要請申請及び災害協定に基づく応援要請 ⑧ 職員の動員及び派遣 ⑨ 避難指示等の情報伝達に関すること ⑩ 災害救助法に関すること ⑪ 罹災職員の公務災害等 総括Gp：議会事務局、選管事務局、監査委員事務局 ① 国、県に対する要望書等の資料作成 ② 市議会との連絡 ③ 当初事務局の支援 ④ その他、他Gpに属さないこと ⑤ 必要に応じ受援業務(物的・人的支援要請・調整・受付、支援ニーズの把握、派遣職員の宿泊施設等のあっせん等) 避難所支援Gp：総合政策課(秘書・広報室、システム担当を除く。) ① 指定避難所等管理者への連絡、開設、運営、総合調整 ② 指定避難所等の被害状況の把握及び応急復旧調整 ③ 避難者(在宅、車中含む)状況把握 ④ 福祉避難所の設置調整 ⑤ 指定避難所以外の避難所の把握、連絡、調整 ⑥ 避難者への生活関連物資供給調整 ⑦ 避難所要望の収集・調整 ⑧ 避難所への職員配置及び情報提供 ⑨ 避難所(者)の健康管理、環境衛生、食品衛生調整 ⑩ 庁内情報ネットワークの確保に関すること ⑪ コミュニティセンターの被害調査及び応急対策に関すること 秘書・広報Gp：秘書・広報室、システム担当 ① 本部長、副本部長の庶務事項 ② 報道機関との連絡 ③ 地区長、市民等への連絡・広報 ④ 災害情報等のホームページによる周知に関すること
	財政班 (財政課) 【班長】課長 【副班長】補佐	① 災害応急対策の予算措置に関すること ② 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること ③ 庁内電話・ライフライン・燃料の確保に関すること ④ 市所有自動車の確保及び提供に関すること ⑤ その他、総務班に対する協力
	企画班 (地域づくり推進課) 【班長】課長 【副班長】補佐	① ボランティアの受入れ(災害VC)に関すること ② NPO法人への協力要請及び連絡調整に関すること ③ 社会教育施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ④ その他、総務班に対する協力
	税務班 (税務課) 【班長】課長 【副班長】補佐	① 罹災証明の発行及び全般統制 ② 災害のための税等の減免に関すること ③ 被害固定資産の調査・被害判定に関すること ④ 災害に伴う納税相談に関すること ⑤ その他、総務班に対する協力
	会計班 (会計課) 【班長】課長 【副班長】補佐	① 災害応急対策等に要する経理に関すること ② 災害対策用資金の応急出納に関すること ③ 災害義援金等の出納、保管に関すること ④ 災害見舞金に関すること ⑤ その他、総務班に対する協力

	<p>市民班 (市民課)</p> <p>【班長】課長 【副班長】補佐</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① し尿・廃棄物の処理に関する事 ② 遺体の措置及び埋火葬に関する事 ③ 防犯活動に関する事 ④ 罹災市民の相談に関する事 ⑤ ペット同行避難について
<p>厚生部門 (当初要配慮者支援重視)</p>	<p>健康班 (健康スポーツ課)</p> <p>【班長】健康推進担当課長 【副班長】①課長 ②健康推進室長 ③補佐</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 初期医療体制(医療救護所設置、医療救護班編成及び医療救護資機材の確保等。)の整備及び助産に関する事(災害救助法) ② 災害時における感染症等の予防に関する事(防疫班の編成を含む。) ③ 被災者(避難所含む。)の健康相談・保健指導に関する事 ④ 保健衛生施設の被害調査及び応急対策に関する事 ⑤ 災害用薬品の対策及び隔離施設に関する事 ⑥ 医療機関との連絡調整に関する事 ⑦ 社会体育施設等の被害調査及び応急対策に関する事 ⑧ その他災害時における衛生行政に関する事
	<p>福祉班 (福祉あんしん課、子育て推進課)</p> <p>【班長】福祉あんしん課長 【副班長】①子育て推進課長 ②長寿介護・地域包括支援センター担当課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 要配慮者対策(福祉避難所設置調整含む。)に関する事 ② 介護事業の連絡調整、対策に関する事 ③ 被災者に対する介護給付に関する事 ④ 社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関する事 ⑤ 被災者に対する炊出し救助に関する事 ⑥ 災害援助物資及び災害義援金募集受付及び配布に関する事 ⑦ 保育施設との連絡調整に関する事 ⑧ 生活保護家庭り災者の援護対策に関する事 ⑨ り災地における児童及び世帯の保護対策に関する事 ⑩ その他災害時における福祉行政に関する事
<p>産業部門 (当初救援物資対応重視)</p>	<p>農林班 (農林課、農業委員会事務局)</p> <p>【班長】農林課長 【副班長】農林課補佐</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 農林関係の被害の調査及び応急対策に関する事 ② 農業団体・農家との連絡調整に関する事 ③ 食糧関係の調達確保及び輸送に関する事 ④ 家畜防疫並びに飼料の調達確保、輸送に関する事 ⑤ 農林道の災害復旧対策に関する事 ⑥ その他災害時における農林行政に関する事
	<p>商工班 (商工振興課、観光文化交流課、新産業団地整備課)</p> <p>【班長】商工振興課長 【副班長】観光文化交流課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 応急援助のための食糧品を除く生活必需品の確保並びに輸送に関する事 ② 被害商工業者に対する融資斡旋に関する事 ③ 商工業関係の被害調査及び応急対策に関する事 ④ 物資の流通及び安定対策に関する事 ⑤ 災害時における金融措置・雇用対策に関する事 ⑥ 観光客の安全確保に関する事 ⑦ 文化財社会教育施設等の被害調査及び応急対策に関する事 ⑧ その他災害時における商工観光行政に関する事
<p>建設部門 (当初応急)</p>	<p>建設住宅班 (建設課)</p> <p>【班長】課長 【副班長】補佐</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路交通情報・被害情報の収集及び緊急輸送道路の確保 ② 災害対策のための建設業者との連絡調整に関する事。 ③ 建設資機材の調達、輸送に関する事。 ④ 道路、河川、橋梁等の応急復旧対策に関する事。 ⑤ 土木全般の被害の調査及び応急対策に関する事。 ⑥ 災害救助用仮設住宅の確保(建設)に関する事。 ⑦ 被災建築物の応急危険度判定等に関する事。 ⑧ その他災害時における土木行政に関する事。

復旧 対応 重視	水道班 (上下水道課) 【班長】課長 【副班長】補佐	① 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ② 災害地に対する飲料水の供給及び周知に関すること。 ③ 水質検査及び水質管理に関すること。 ④ 断水等の情報収集及び応急給水に関すること。 ⑤ 災害に伴う水道料金の減免等に関すること。 ⑥ その他災害時における水道行政に関すること。
教育 部門	教育班 〔教育総務課 給食共同調理場 学校教育課〕 【班長】 学校教育課長 【副班長】 教育総務課長	① 災害時における教育委員会内職員の動員に関すること。 ② 体育館等を避難所に開設する場合の協力に関すること。 ③ 教育財産の災害対策及び被害調査に関すること。 ④ 罹災児童、生徒に対する授業及び保護に関すること。 ⑤ 災害救助用教科書及び学用品の支給に関すること。 ⑥ 教育関係義援金の交付に関すること。 ⑦ その他災害時における学校教育行政に関すること。
消防 部門	消防班 (消防本部、消防署、消防団) 【班長】消防主幹	① 消防団員の動員派遣に関すること。 ② 人的被害及び建築物その他の被害調査に関すること。 ③ 災害関係証明書の交付に関すること。 ④ 被災地又は被災のおそれのある地域住民の避難実施並びに誘導に関すること。 ⑤ 火災の防ぎょ鎮圧、水防に関すること。 ⑥ 避難救出及び行方不明者の捜索に関すること。 ⑦ その他災害における消防行政に関すること。

担 当 名	分 掌 業 務
地区対応職員	① コミュニティセンター職員との協力に関すること。 ② 地区内の被害状況の把握と災害対策本部への連絡に関すること。 ③ 地区内の所有施設等への連絡に関すること。 ④ 災害対策本部の指示業務に関すること。
施設対応職員	① 当該施設利用者等の安全確保に関すること。 ② 当該施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ③ 災害対策本部の指示業務に関すること。
避難所担当職員	① 避難所の開設・運営に関すること。 (避難所の開設、避難者誘導、避難者受入、避難者集計、避難者要望の取りまとめ、支援物資等の配布等含む。)
現場対応職員	① 水防作業等に関すること(土のう対応、交通誘導等含む。) ② 市民からの通報の現場対応に関すること。 ③ その他、各班への現場での補助に関すること。

エ 最高司令会議の開催

(ア) 組織

最高司令会議は、本部長、副本部長、司令部員(教育長、監、参事、議会事務局長、教育次長、消防団長、消防長)により構成する。

(イ) 会議

- a 最高司令会議は本部長が必要のつど招集し、開催するものとする。
- b 司令部員は会議の招集が必要と認めるときは、本部長に申し出るものとする。
- c 司令部員はそれぞれの分掌事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- d 本部長は、必要と認めるときは、防災関係機関の会議出席を求めるものとする。

(ウ) 協議事項

- a 本部の非常配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- b 重要な災害情報被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- c 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- d 県及び他市町村、行政機関、公共機関に対する応援要請に関すること。
- e その他災害に関する重要な事項。

オ 拡大本部員会議の開催

(ア) 組織

拡大本部員会議は、本部長、副本部長、司令部員、一般本部員により構成する。

(イ) 会議

- a 拡大本部員会議は、本部連絡員室長を通じて、本部長が必要のつど招集し開催するものとする。
- b 一般本部員は、会議の招集が必要と認めるときは本部連絡員室長に申し出るものとする。
- c 班長である一般本部員は、それぞれの分掌事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

(ウ) 協議事項

- a 各関係団体に対する応急対策の要請及び避難の勧告に関すること。
- b 応急災害救助に関すること。
- c 災害対策に要する経費に関すること。

(エ) 決定事項の周知

会議の決定事項のうち関係職員に周知を要するものについては、本部連絡員を通じ、速やかにその周知徹底を図るものとする。

カ 本部連絡員室

(ア) 執務

本部連絡員室長が災害の種類、規模等により必要と認めた本部連絡員は、本部連絡員室で執務するものとする。本部連絡員室は市役所本庁舎2階会議室に開設するものとする。

(イ) 執務処理事項

- a 本部長の命令伝達
- b 最高司令会議、拡大本部員会議と所属班との連絡
- c 班相互間の連絡調整
- d 各班からの被害情報の収集、並びに気象情報の収集
- e 災害対策等活動に関する情報の整備
- f 施設職員との連絡及び被害情報の収集
- g 施設対応職員との連絡及び被害情報の収集

キ 班連絡員

本部連絡員との連絡、班員の動員等を行うため、各班に正副2名の班連絡員を置くものとする。

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地において、応急対策の実施等について特に必要があると認めるときは、現地が属するコミュニティセンター等に現地災害対策本部(以下、「現地本部」という。)を設置するものとする。

(1) 現地本部の組織

- ア 現地本部は、現地本部長、現地本部員をもって組織する。
- イ 現地本部長、現地本部員は、本部長がそのつど指名する者をもって充てる。
- ウ 現地本部長は、本部長の命をうけ、現地本部の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

(2) 現地本部の分掌事務

- ア 被災現地と市災害対策本部との連絡調整に関すること。
- イ 被災現地の情報収集と伝達に関すること。
- ウ 被災者の応急対策に関すること。
- エ その他必要と認める事項。

3 災害対策連絡本部の設置

市長は、災害対策本部の設置基準には達しないものの、市内の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、当該災害に関する調査と対策を総合的に推進する必

要があると認める場合は、災害対策連絡本部(以下、「連絡本部」という。)を設置するものとする。

なお、災害対策本部の設置基準に達した場合は、速やかに連絡本部を閉鎖し、災害対策本部に切り換えるものとする。

(1) 連絡本部の設置及び廃止基準

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5弱の地震が観測されたとき ・市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部の設置基準に達しないとき ・その他、市長が特に必要と認める場合
廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策がおおむね完了したとき ・災害対策本部を設置したとき

(2) 設置場所

市役所本庁舎内に設置する。

(3) 設置及び廃止の通知等

連絡本部を設置したときは、直ちに災害対策本部を設置した場合に準じて関係機関に通知するものとする。

(4) 組織及び活動内容

連絡本部の組織及び活動内容は、災害対策本部の組織及び活動内容に準じるものとする。

4 業務継続性の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

市、防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

6 複合災害への対応

(1) 市は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象)の発生可能性を認識し、災害対策本部の運営にあたる。

(2) 複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、要員の相

互派遣、合同会議の開催等に努める。現地災害対策本部についても、同様の配慮を行う。

- (3) 災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、要員・資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。
- (4) 市は、複合災害を想定した机上訓練を行うとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定（積雪や豪雨時の地震等）し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努める。

第2節 職員の動員配備体制

災害の応急対策の迅速化を図るため、災害対策本部の中心となる市職員の動員体制について定める。

1 初動対応の基本的な考え方

発災当初の72時間は、救命・救助活動においてきわめて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びそのために必要な活動に人的、物的資源を優先的に配分する。

2 職員の動員配備体制

(1) 配備体制の基準

市の災害応急対策活動の配備と活動体制の一般基準は、次のとおりとする。

なお、地震の場合は長井市で観測された震度によって自主的に参集することとする。

区分	組織体制	想定される業務	配備基準	職員の参集範囲（※自主参集）
第1次配備	<p>総務参事(総括)を長とする「災害対策連絡会」を設置し、防災関係課の職員で、相互の連絡が円滑に行える体制とするとともに、速やかに災害対策連絡本部を設置できる体制とする。</p> <p>※総務参事(総括)が不在の場合は、総務参事(総務課長)、総務参事(財政課長)の順で長を代行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 ・ 被害の有無の確認 ・ 問合せ等への対応 ・ 必要に応じ市内への情報発信 	震度4	<ul style="list-style-type: none"> ◇各総務参事、厚生参事、各産業参事、建設参事、議会事務局長 ◇教育次長、教育総務課長 ◇防災危機管理課職員 ◇総務課職員のうち市内に在住する職員 ◇総合政策課秘書広報室及び情報システム担当職員のうち係長以上の職員 ◇地域づくり推進課補佐、地域づくり支援室職員のうち市内に在住する職員 ◇長井市コミュニティ協議会派遣課長 ◇公所施設を所管する課長又は課長の指名する職員

<p>第2次配備</p>	<p>市長を本部長とする「災害対策連絡本部」を設置する。 ※ 市長が不在の場合は、副市長、総務参事(総括)の順で本部長を代行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問合せ等への対応 ・ 被害状況の確認 ・ 避難所の開設 ・ 被害取りまとめ ・ 市内への情報発信 (防災ラジオ、屋外拡声装置、地区長への電話連絡、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市HP、LINE、Facebook、広報車等) ・ マスコミ対応 ・ その他各班の業務 	<p>震度5弱</p> <p>第1次配備要員に加えて以下の職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 消防団長 ◇ 消防本部からの連絡員 ◇ 係長以上の職員 ◇ 避難所担当職員 ◇ 地区対応職員 ◇ 保健師職員(避難所担当職員、施設対応職員を除く)
<p>第3次配備(非常配備体制)</p>	<p>市長を本部長とする「災害対策本部」を設置する。 ※ 市長が不在の場合は、副市長、総務参事(総括)の順で本部長を代行する。</p>	<p>震度5強以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 全職員 	

- ・ 各部門、各課に初動マニュアル等の参集基準がある場合はそれに従うこととする。
- ・ 市長が特に必要と認めた場合は、上記の配備設置判断基準によらず参集する場合がある。
- ・ 地震が発生したらテレビ、インターネット等で長井市の震度を確認し、参集範囲にあたる職員は速やかに自主的に参集する。
- ・ 参集場所は、災害対策本部職員は市役所総務課に、避難所担当職員は担当する避難所に、地区対応職員は担当するコミセンに、その他の職員は各自の勤務先に参集することとする。
- ・ 現場対応職員は風水害発生時のみで設定しているため、地震発生時は、自らの所属・職名に従って参集すること。
- ・ 市内で震度3の地震が観測された場合は、危機管理室の職員が、問い合わせ対応及び情報収集等にあたる。

(2) 配備体制の連絡系統図

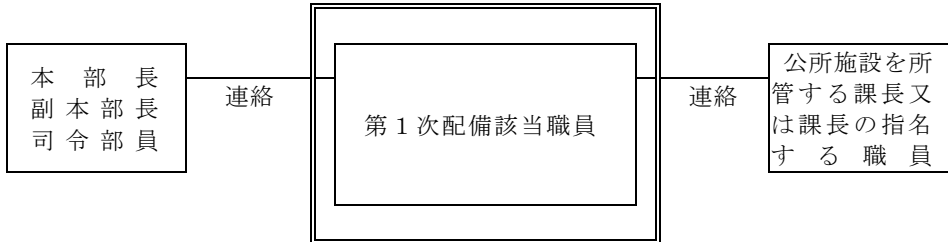
市の災害応急対策活動の配備体制の連絡系統は、次のとおりとする。

配置体制図

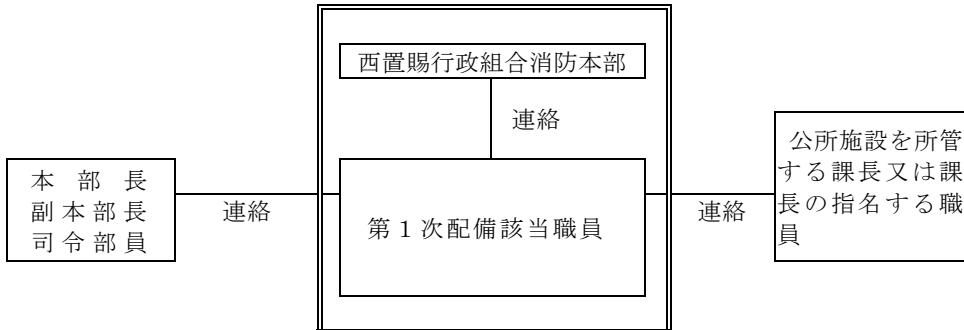
 は初動体制

ア 第1次配備

(ア) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外



イ 第2次及び第3次配備(勤務時間内/勤務時間外)は係長以上・避難所担当職員及び全職員対応による全庁体制とする。

3 職員の動員方法

災害応急対策を円滑に実施するため、常に動員計画を定め、災害が発生した場合または発生するおそれがある場合は、これに基づき速やかに動員するものとする。

(1) 配備要員の選定と周知

総務班長は配備体制ごとに参集する職員を決定し、初動マニュアル等を作成して全職員に周知徹底しておくものとする。

(2) 動員要領

災害対策本部等のそれぞれの配備のための動員は、災害対策本部長の配備決定により、総務班長が行うものとする。

ア 勤務時間中における職員の動員

総務班長は、本部長の配備の指令又は配備体制の基準により、庁内放送、庁内メール及び職員参集メール等によって第2次及び第3次配備を伝達する。

イ 勤務時間外及び休日の場合における職員の動員

(ア) 総務班長は、気象警報の通知や消防本部等からの通報により、災害が発生し、または発生しようとしていることを知ったときは、直ちに本部長に報告し、第2

次及び第3次配備の指令又は配備体制の基準により、職員参集メール等によって職員へ伝達する。

- (イ) 第3次配備の連絡を受けた職員は、病気その他やむを得ない理由により招集に応じられないときはその旨を便宜な方法をもって所属班長に届けなければならない。
- (ウ) 招集を完了したときは、関係各班長は参集員数及び招集不可能員数を班別に総務班に通報しなければならない。通報を受けた総務班長は、動員状況を記録しなければならない。

ウ 通信並びに交通途絶時の動員

交通の途絶等により、登庁することが困難な場合は、原則として参集可能なコミュニティセンター等に参集し、市災害対策本部へ報告の上、特段の指示がない場合は地区内の情報収集と本部への報告を行うものとする。

4 非常配備体制時の職員の参集場所及び参集手段

(1) 参集場所

ア 各職員は、以下に定めた場所に速やかに集合するものとする。

職務	参集場所	
本部職員	市役所本庁舎	
地区対応職員	中央地区	中央コミュニティセンター
	致芳地区	致芳コミュニティセンター
	西根地区	西根コミュニティセンター
	平野地区	平野コミュニティセンター
	伊佐沢地区	伊佐沢コミュニティセンター
	豊田地区	豊田コミュニティセンター
施設対応職員	当該職員の勤務地	
避難所担当職員	当該職員が担当する避難所	
現場対応職員	市役所本庁舎	

イ 市内における居住地以外での参集場所

市内において居住地以外(出勤途中、買い物、行楽等)で第2次及び第3次配備体制となった場合は、本部職員、地区対応職員、施設対応職員、避難所担当職員、現場対応職員の如何を問わず、最も近い参集場所に参集するものとする。その際、本来配置につくべき参集場所(所属長ないしは責任者)に連絡を入れ、所在を明らかにすること。

ウ 市外居住者及び市外滞在の場合の参集場所

市外居住者及び長井市外にいた場合は、最も確実に安全な方法を用い、長井市域に到着するよう努力するとともに、到達箇所から最も近い参集場所に参集する

こと。

エ 直ちに参集できない場合の連絡義務

次の事由により直ちに参集できない場合は、至急、所属長に連絡しその指示に従うものとする。

- (ア) 自宅や本人、家族が被災した場合
- (イ) 近隣の被災者救出活動や初期消火活動を行う場合
- (ウ) 地元消防団として活動する場合

(2) 参集手段

災害時における参集手段は、道路、橋梁等の被害を考慮し、徒歩、自転車、バイク等、その状況に応じた方法をとること。なお、自動車は交通渋滞の原因となることから極力使用しないこととする。

5 参集時の留意事項

- (1) 職員は、参集時において、災害の状況及び被害の状態を知り得た範囲において、市災害対策本部に報告するものとする。
- (2) 職員は、参集途上において人家及び人的被害、火災等の被害を発見した場合は、付近住民に協力し、消火、救助を第一とするとともに電話等により消防本部または災害対策本部に連絡し、連絡が取れない場合には、参集後速やかに報告するものとする。
- (3) 参集時においては、飲料水や食料、筆記用具、携帯電話、携帯ラジオ等を携行することとし、夜間の場合を考慮し、日頃から懐中電灯等の照明器具の準備をしておくものとする。
- (4) 参集時の服装は、応急活動を行うのに安全な服装とし、作業衣等できるだけ素肌を出さない服装とし、帽子又はヘルメット、軍手を着用するものとする。

6 各コミュニティセンター・施設との連絡体制

(1) 連絡体制の確保

非常配備体制により参集した職員は、被災状況等を確認し、所定の連絡体制を取るものとする。

(2) 連絡事項

各コミュニティセンター及び各施設においては、以下の事項を市災害対策本部に連絡するものとする。

ア 各コミュニティセンター

- (ア) 地区内の被害状況の内容
- (イ) 救助者の有無と現場状況
- (ウ) 避難所等の状況
- (エ) 動員職員の集合及び配備状況
- (オ) その他、災害応急対策に必要な事項

イ 各施設

- (ア) 当該施設利用者等の状況
- (イ) 当該施設の被害状況
- (ウ) 動員職員の集合及び配備状況

7 施設等の統括責任者

(1) 統括責任者の選定

ア 各コミュニティセンター

各コミュニティセンターの統括責任者は、集合した地区対応職員の中で、職階を参考に定めるものとする。

イ 各施設

各施設の統括責任者は、原則として各施設の長とする。施設の長が不在または事故あるときは、集合した施設対応職員の中で、職階を参考に暫定的に統括責任者を定めるものとする。

(2) 統括責任者の業務

各コミュニティセンター及び各施設の統括責任者は、「大規模災害による初動動員体制」を組織している間、所管業務を十分把握し、動員職員に対して業務指示を行うものとする。

第3節 広域応援体制

大規模な災害が発生し、本市だけでの災害応急対策の実施が困難な場合は、県、他市町村、民間団体等の協力を得て災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、防災関係機関等が実施する広域応援、受援について定める。

1 市の行う応援要請

(1) 県に対する要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認める場合は、知事に対し次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

なお、知事は、被災状況により市長が応援要請できないと判断される場合、要請を待つことなく応援する。

ア 連絡先及び方法

山形県防災危機管理課(災害対策本部が設置された場合は同本部)に対し、口頭(防災行政無線、電話を含む)又は文書(ファクシミリを含む)により連絡し、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付するものとする。

(イ) 応援要請事項

- a 応援を必要とする理由
- b 応援を求める職種別人員、車両、資機材及び物資等
- c 応援を必要とする場所
- d 応援を必要とする期間
- e その他応援に関し必要な事項

(ロ) 応急措置要請事項

- a 応急措置の内容
- b 応急措置の実施場所
- c その他応急措置の実施に関し必要な事項

イ 知事は、市長から応援の要請等を受けたときは、県が実施する応急措置との調整を図りながら、最大限協力するものとする。

なお、知事は、被災状況により市長が応援要請できないと判断される場合、要請を待つことなく応援する。

また、県は被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になったときは、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは、禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応

急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

(2) 他の市町村に対する要請

ア 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域応援相互応援に関する協定」、「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」等に基づき、他の市町村長に対し応援を要請するとともに、県に報告するものとする。

イ 市長は、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法等の規定に基づき、他の市町村に対し応援を要請する。

ウ 他市町村から応援を求められた場合、市長は、県が必要により行う市町村間の調整に留意しながら、要請に基づき必要な応援を行う。

(3) 指定地方行政機関等に対する要請

ア 市長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、次の事項を明らかにして、指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。

(ア) 応急措置の内容

(イ) 応急措置の実施場所

(ウ) その他応急措置の実施に関し必要な事項

イ 市長は、アの要求ができない場合には、その旨及び自市町村の地域における災害の状況を指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）に通知する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

(4) 防災関係民間団体等に対する協力要請

ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため必要と認める場合は、資料編に記載した各種協定に基づき、協定締結団体の長に対し応援を要請する。

イ 市は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要と認めるときは、市域を統括する民間団体等に対し、次の事項を明らかにし協力を要請する。

【応援協力を要請する主な民間団体等】

(ア) 農林水産業団体、商工業団体、建設業団体、運送業団体、社会福祉団体等の産業別団体

(イ) 医師会、歯科医師会、建築士会等の職業別団体

(ウ) その他市に対して協力活動を申し出た団体

【応援要請に関する共通事項】

応援要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。ただし、文書によるい

とまのない場合は口頭(電話等)により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

(応援要請事項)

応援を必要とする理由、応援を必要とする期間、応援を必要とする場所、その他職員の派遣について必要な事項

【職員の派遣要請に関する共通事項】

派遣要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。

(職員派遣要請事項)

派遣を必要とする理由、派遣を必要とする期間、派遣を要請する職員の職種別人員、その他必要な事項

(5) 姉妹都市及び応援協定締結都市に対する要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認めるときは、「姉妹都市の災害時における相互応援協定(茨城県結城市)」及び「大規模災害時における相互応援に関する協定(宮城県白石市、岩手県奥州市、長野県飯山市)」等の市町村間の応援協定に基づき応援を要請する。

(6) 被災市町村の支援体制の構築に係る留意点

ア 市は、県内他市町村における大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

イ 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

ウ 市は、県、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

エ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

2 県の行う応援要請

県は、市からの応援要請があったとき、又は必要と認めたときは、県地域防災計画の定めに基づき必要な措置を行う。

ア 他の市町村への応援指示又は調整

イ 他の都道府県に対する応援の要請

ウ 総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づく要請

エ 総務省の「復旧・復興支援技術職員派遣制度」に基づく要請

オ 指定行政機関等に対する職員派遣要請

カ 指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)又は指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対する応急措置の要請

キ 内閣総理大臣に対する要請

ク 自衛隊に対する災害派遣要請

ケ 民間団体等に対する要請

3 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示等

- (1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認める場合は、知事、市長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請又は指示することができるものとする。
- (2) 知事、市長及び指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、(1)の要請又は指示があった場合、所掌する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について応急措置を実施するものとする。
- (3) 東北地方整備局、東北運輸局、仙台管区气象台等は、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

- (1) 指定公共機関又は指定地方公共機関は、所掌する応急措置の実施に関し、必要があると認めるときは、指定行政機関の長、知事又は市長に対し、応援を求めることができるものとする。
- (2) 指定行政機関の長、知事、市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められたときは、所掌する応急措置との調整を図り、可能な限りこれに応じるものとする。

5 消防の広域応援

- (1) 県内市町村相互の広域応援体制

市長は、自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」及び「山形県消防広域応援隊に関する覚書」に基づき、協定締結市町村長に応援要請を行う。

知事は、災害に際して緊急の必要がある場合は、県内の他の市町村長又は市町村や広域消防の消防長に対し応援等の指示を行うことができる。

- (2) 都道府県に対する応援要請及び応援受入体制

ア 市長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。

イ 知事は市町村長から応援を求められた場合又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めた場合は、消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

ウ 市長又は知事は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、各消防本部緊急消防援助隊受援計画及び「山形県緊急消防

援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

6 広域応援・受援体制

- (1) 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、相互応援協定により、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。なお、広域応援受入の際、受入可能な車両の台数については、災害応急対策用駐車場利用計画を基に柔軟に運用するものとする。
- (2) 市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。また、市は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。
- (3) 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

第3節の2 被災自治体等への広域応援計画

山形県外の都道府県において大規模な災害が発生した場合における、被災自治体等への広域応援について定める。

1 広域応援体制

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関に対して応援を行うことができるよう、応援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。

2 被災した他県等への広域応援活動

市は、大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ定めた応援・受援体制又は関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。この際、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

市は、国や県、防災関係機関と密接に連携しながら、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。また、災害応急対策のため被災地に派遣された職員は、相互に連携して活動するものとする。

この際、市は、被災した他県の自治体等への広域応援活動を円滑に実施するため、マニュアルを定め、応援要請があった際には、迅速に応援活動を行うものとする。

第3節の3 広域避難計画

大規模な災害が発生した場合に、市の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難者受入れの手順等について定める。

1 他の自治体への広域避難要請

(1) 広域避難

ア 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難場所の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難の協議を行う。

(イ) 県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接、受入れを要請する。

(ロ) 他の都道府県（以下「他県等」という。）への広域避難については、県に対し他県等との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、他県等の市町村に協議することができる。

イ 県は、県内の被災市町村から他県等への広域避難等の協議の要請があった場合、他県等と協議を行う。

ウ 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる受入市町村及びその受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

(2) 広域一時滞在

ア 市が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、次の方法により広域一時滞在の協議を行う。

(イ) 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接受入れを要請する。

(ロ) 他県等への広域一時滞在については、県に対し他県等との協議を求めることができる。

イ 県は、県内の被災市町村から他県等への広域一時滞在の協議の要請があった場合、他県等と協議を行う。また、被災市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、当該被災市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

ウ 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる受入れ市町村、及びその受入れ能力（施設数、施設概要）等、広域一時滞在について助言する。

エ 市は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

(3) 広域避難者への配慮

ア 市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービ

スを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難先の地方公共団体と共有する仕組みについて、円滑な運用・強化に努める。

イ 市は、被災者のニーズを十分に把握し、以下の情報など被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅の避難者、応急仮設住宅への避難者、在日外国人、訪日外国人などそれぞれの広域避難者に配慮した伝達を行う。

- (ア) 被害の情報
- (イ) 二次災害の危険性に関する情報
- (ウ) 安否情報
- (エ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
- (オ) 医療機関等の生活関連情報
- (カ) 各機関が講じている施策に関する情報
- (キ) 交通規制に関する情報
- (ク) 被災者支援に関する情報

(4) 広域避難に係る事前の備え

ア 市は、大規模災害に伴う広域避難及び広域一時滞在に関する手順、移動方法など具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。また、あらかじめ策定した計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

イ 県は、防災関係機関と連携しながら、市町村が行う広域避難の事前の対策について助言を行う。

2 他県等からの避難受入れ要請の対応

(1) 受入れ要請に係る協議

ア 県は、被災した他県等から受入要請があった場合には、市における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について、市と協議する。なお、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ選定しておくよう努める。

イ 県は、協議が整い次第、要請を行った他県等にその旨を伝える。

(2) 避難者への情報提供

市は、他県からの被災者のニーズを十分に把握し、相互に連絡をとりあい、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での被災者、応急仮設住宅への避難者、在日外国人、訪日外国人などそれぞれの広域避難者に配慮した伝達を行う。

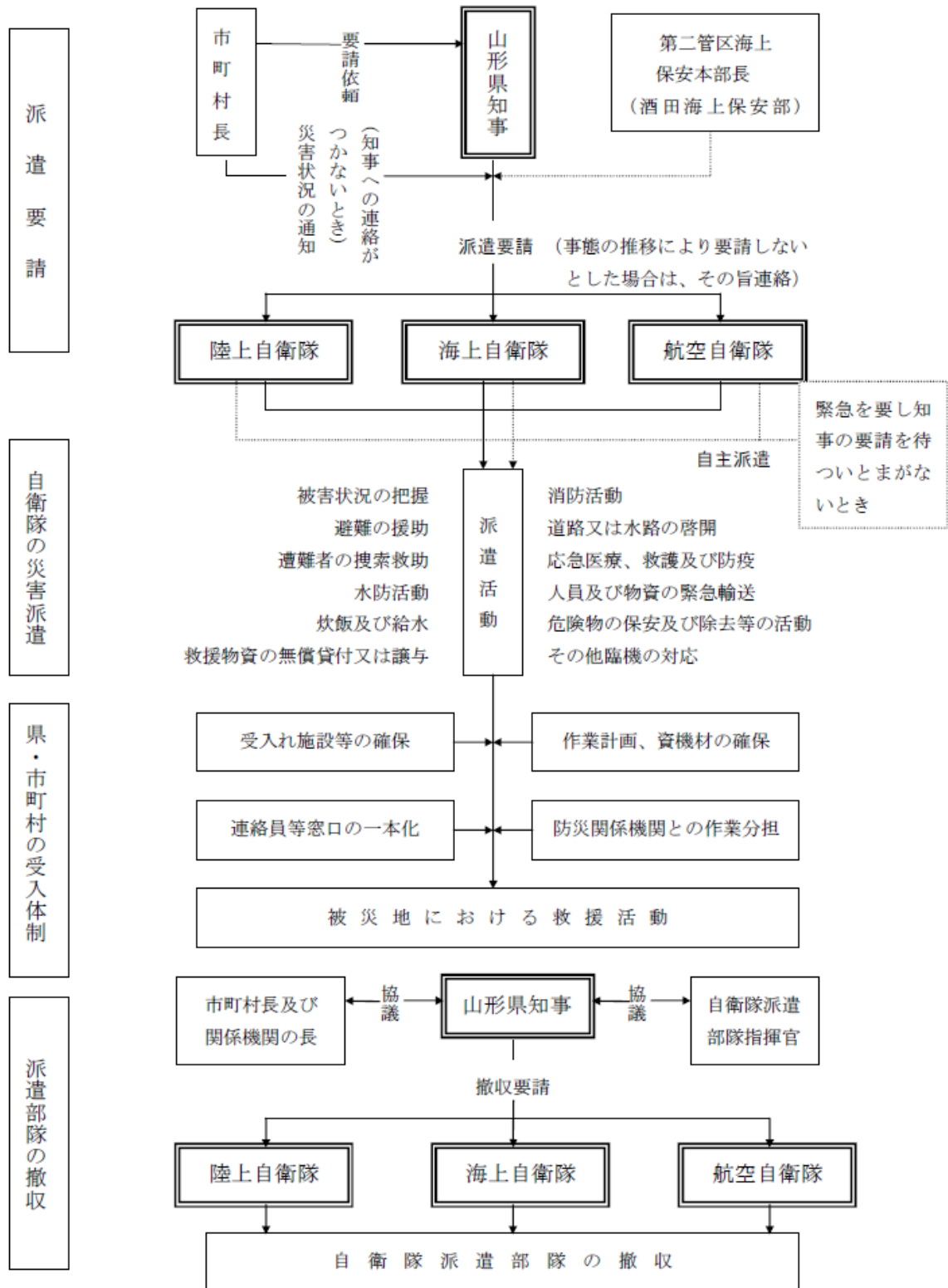
- ア 被害の情報
- イ 二次災害の危険性に関する情報

- ウ 安否情報
- エ ライフラインや交通施設等の公共施設
- オ 医療機関等の生活関連情報
- カ 各機関が講じている施策に関する情報
- キ 交通規制に関する情報
- ク 被災者支援に関する情報

第4節 自衛隊災害派遣要請

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き、受入体制等について定める。

1 自衛隊災害派遣計画フロー



2 自衛隊災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること(公共性の原則)
- (2) 差し迫った必要があること(緊急性の原則)
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと(非代替性の原則)

3 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し利用可能な消防車その他の消防用具(空中消火が必要な場合は航空機)を用いて、消防機関に協力し、消火にあたる(消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する)。
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する)。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う(航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う)。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する(緊急を要し、他に適当な手段がない場合)。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

4 市への連絡幹部の派遣

- (1) 自衛隊は、次の場合に、通信機器を携帯した連絡幹部を市へ派遣する。
 - ア 市長が、災害の状況等により、自衛隊と情報交換し又は部隊等の派遣に関し、連絡を密にする必要があると認めて、連絡幹部の派遣を依頼した場合
 - イ 救援活動のため災害地へ部隊を派遣した場合
- (2) 市は、自衛隊連絡幹部の受入れにあたっては、庁舎内に連絡幹部の待機場所を提供するとともに、必要に応じ寝具等を確保する。

5 自衛隊災害派遣要請の手続き

- (1) 派遣要請の検討

災害対策を担当する各主務班長は、自衛隊の派遣を必要とする事態が生じた時は直ちに総務班長に申し出る。申し出を受けた総務班長は、市長に派遣要請について必要な進言をなし、その決定を受けて次の手続きをなすものとする。

(2) 知事に対する派遣要請依頼

ア 市長は、知事に対して法第68条の2第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県(防災危機管理課)へ文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付する。なお、防災行政無線又は電話により口頭の依頼をした場合は、速やかにファクシミリで関係文書を送付するものとする。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

イ 市長は、知事に対して災害派遣要請依頼を行った場合は、法第68条の2第1項に基づき、必要に応じて、その旨及び当該市域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、市長は事後速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(3) 市長の自衛隊に対する緊急通知

市長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合は、法第68条の2第2項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に通知するものとする。

6 自衛隊の自主派遣

(1) 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条第2項に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関わるものであると認められること。

エ 上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

- (2) 自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、災害時の活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対するニーズを早期に把握・整理するものとする。
- (3) 自衛隊は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。
- (4) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、派遣当初から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。

7 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

- (1) 自衛隊は、知事の派遣要請又は自主決定により部隊を派遣した場合は、次の事項を防災行政無線、電話又はファクシミリ等で速やかに知事に連絡する。
- ア 派遣部隊名及び人員等の派遣規模
 - イ 指揮官の官職及び氏名
 - ウ 部隊の受入れに必要な体制
 - エ その他必要な事項
- (2) 知事は、自衛隊から災害派遣の連絡を受けたときは、速やかに市にその内容を連絡する。

8 自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備

- (1) 他の防災関係機関との競合重複の排除
- 市長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう調整し、効率的な作業分担を定める。
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- 市長は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備、関係者への協力を求めるなど、必要な措置を講ずるものとする。
- ア 作業箇所及び作業内容
 - イ 作業の優先順位
 - ウ 作業実施に必要な図面の確保
 - エ 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所の確保
 - オ 派遣部隊との連絡責任者(窓口の一本化)、連絡方法及び連絡場所の決定
- (3) 受入れ施設等の確保
- 市長は、自衛隊の派遣部隊を受け入れるために、次の施設等を確保する。
- ア 事務室
 - イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート (1機あたり)
 - ・小型機 (OH-6) : 周囲に仰角10度以上の障害物が存しない直径30m以上の空地

- ・中型機（UH-1）：周囲に仰角8度以上の障害物が存しない直径50m
（応急の場合30m）以上の空地
 - ・大型機（CH-47）：周囲に仰角6度以上の障害物が存しない直径100m以上の空地
- ウ 駐車場(車1台の基準は3m×8m)
- エ 幕営地又は宿泊施設(学校、コミュニティセンター等)

9 自衛隊災害派遣部隊との協議、調整

市は、自衛隊の派遣部隊と協議し、対策の緊急性、重要性を判断して救援活動の優先順位を定め、自衛隊活動が効果的に実施されるよう調整を行う。

10 自衛隊災害派遣部隊の撤収

- (1) 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、市長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通じて要請する。
- (2) 撤収要請は、とりあえず電話等で報告した後、速やかに文書をもって要請する。

11 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市(災害救助法が適用された場合は県)が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材
(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償(自衛隊装備に係るものを除く。)
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市が協議する。

12 派遣要請先及び連絡窓口

災害派遣の要請先	電話番号
陸上自衛隊第6師団 (第3部防衛班)	電話 0237-48-1151 内線5075 (夜間・休日 当直 内線5207、5019) F A X 0237-48-1151 内線5754
海上自衛隊舞鶴地方総監部 防衛部(作戦室)	電話 0773-62-2250 内線2224 電話 0773-62-2255 (直通) F A X 0773-64-3609 (直通)
航空自衛隊中部航空方面隊 司令部(防衛部運用課2班)	電話 04-2953-6131 内線2233 (夜間・休日当直 内線2204) F A X 04-2953-6131 内線2269

第5節 県消防防災ヘリコプターの活用

災害発生時において、機動性に優れた県消防防災ヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的かつ機動的な活動を行う。

1 活動範囲の把握

災害時においては、県消防防災ヘリコプターの機動性等を活かし、災害発生時の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- (2) ヘリコプターによる救出・救助活動が必要な場合の救出・救助活動
- (3) ヘリコプターによる救急患者等の搬送が必要な場合の救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 被災地への救援物資の搬送
- (6) 応急復旧用資機材等の搬送
- (7) 住民に対する避難指示等の広報活動
- (8) 林野火災等における空中からの消火活動
- (9) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

2 ヘリコプターの派遣要請

市長は、災害応急活動の実施において必要があると判断したときは、災害の状況、派遣を要請する理由、希望する活動内容及び活動範囲、ヘリポートの位置等必要な事項を明らかにして、県防災危機管理課に県消防防災ヘリコプターの派遣を要請するものとする。

3 活動拠点の確保

- (1) 災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保するものとする。
 - ア 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できる臨時ヘリポート等を早急に確保する。
 - イ 臨時ヘリポートにおいては、あらかじめ定めてある臨時ヘリポートの中から必要と思われる地区について、避難所と重複しないよう調整しながら確保する。
- (2) 臨時ヘリポート等が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行うものとする。

第6節 地震情報等の収集・伝達

地震に関する情報を迅速かつ的確に収集し、必要な情報を市民、関係機関に速やかに伝達する。

1 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

市は、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、防災ラジオ・屋外拡声装置を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

2 地震情報の種類と発表基準及び内容

山形地方气象台(気象庁)から発表される、地震に関する情報については以下のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報または注意報発表または若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報(警報)を発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとの推計震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載) ※(参考)令和4年度後半からは、約10分後に発表予定。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

3 地震に関する情報の伝達

山形県に関わる地震に関する情報については、気象業務法第15条に基づき、気象庁又は仙台管区气象台から発表され、山形地方气象台を經由して、山形県、関係機関、各市町村及び住民へと伝達される。

また、緊急地震速報は、気象庁が平成19年10月1日から広く一般に向けて発表を始めた新しい防災情報であり、地震直後に震度や震源を予測して情報を発表するものである。最大震度5弱以上の強い揺れが予測された場合に、震度4以上が予測される地域を発表するもので、テレビとラジオにおいて速報される。

テレビでは、チャイム音とともに地震が起きた場所と強い揺れが予測される地域を地図と文字で伝え、ラジオではチャイム音に続いてテレビと同じ内容を音声で速報する。

市役所庁舎においては、全国瞬時警報システム(通称：J-ALERT)において受信し、防災ラジオ及び屋外拡声装置を通して住民へ、庁内放送を通して来客者へ伝達するものとする。

第7節 災害情報等の収集・伝達

災害発生時において被災情報の収集・伝達及びその集約は、災害応急対策判断の根幹となるものであり、その後の災害対策の成否を決定することから、市及び関係機関は、相互連携の下、迅速かつ確かな情報の収集と情報の共有化に努め、県及び関係期間への伝達と、市民への情報伝達を行う。

1 各主体の役割

(1) 市・消防本部の役割

地域や自主防災組織、消防団等の協力を得て、災害発生直後の概括的な被害情報を収集する。なお、災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観する上で重大な情報を把握した場合は、被害の「第一報」を県防災危機管理課へ報告する。また、収集した情報については、市民、防災関係機関に効果的に情報伝達するものとする。

(2) 県の役割

被災地の市町村及び県出先機関を通じて被害情報を収集し、情報の収集に当たっては、画像及び地図情報等の視覚的情報を積極的に収集し、より実質的な被害の把握に努めるとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告がなされないと判断する場合等にあつては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。また、必要に応じて消防防災ヘリコプターを出動させ、上空から被災状況を調査する。

(3) 県警察本部の役割

警察署、交番・駐在所、パトロールカー、警察ヘリコプター及び無人航空機等を通じて被災地の情報を収集する。

(4) 防災関係機関の役割

災害により被害が発生した場合、それぞれの機関において被災地情報を収集し、市と連絡体制を確立し、情報の共有化を図るものとする。

2 災害情報の収集・伝達

(1) 災害発生直後における情報収集・伝達

ア 収集する情報の内容

災害発生直後には、次の事項を中心に情報を収集する。

区 分	主 な 内 容
地震情報	・地震情報の発表状況

人的被害情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死者、負傷者、行方不明者の情報 ・ 生き埋め等要救助者の情報 ・ 要配慮者に関する情報
危険発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の発生状況 ・ 土砂災害、河川災害の発生情報 ・ 危険物の漏えい、ガス漏れ情報
生活関連情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の被害情報 ・ ライフライン情報 ・ 道路など応急対策活動上重要な施設の被害状況

イ 情報収集の方法

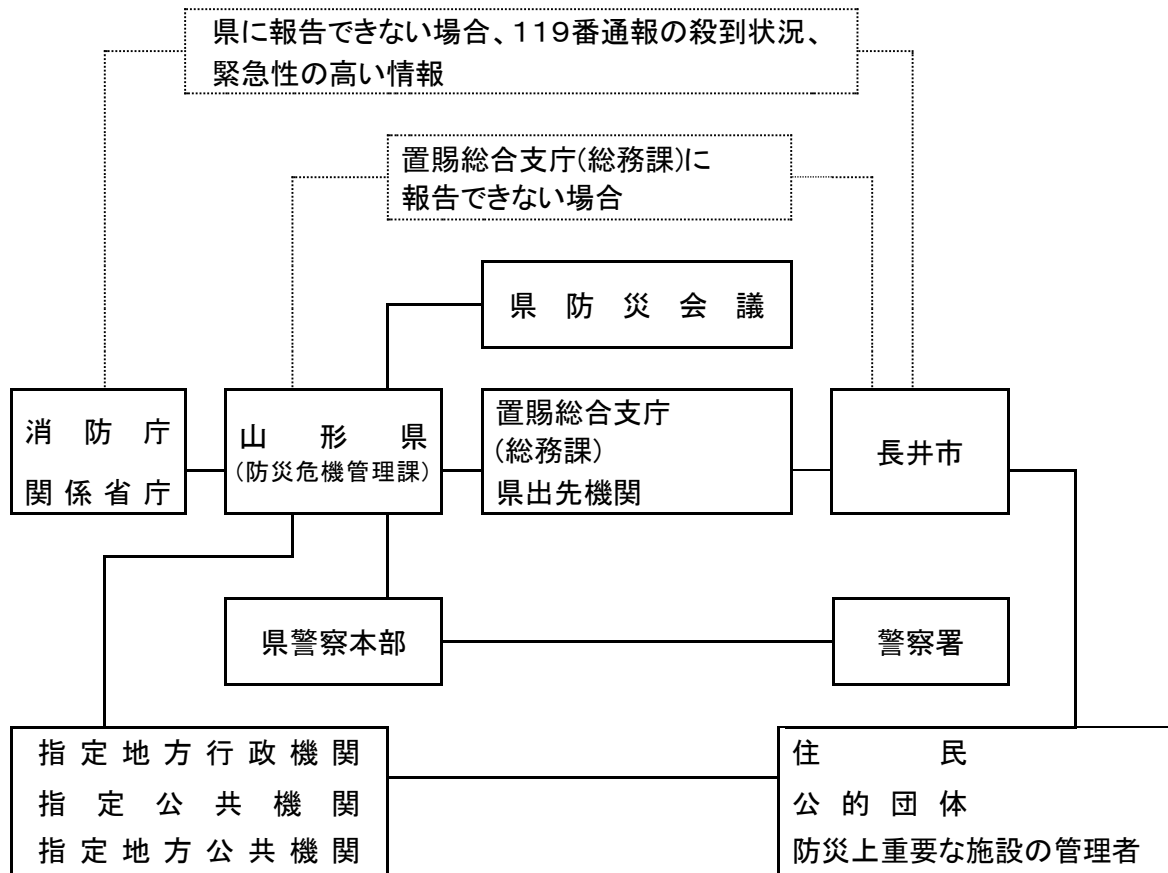
- (ア) 市災害対策本部は、災害が発生した場合、防災関係機関、各地区、自主防災組織等の協力のもと、直ちに災害情報等の収集活動を開始し、全市的な被害の状況、その他災害対策に必要な情報の収集に努めるものとする。
- (イ) 災害情報及び被害状況の調査にあたっては、長井警察署及び関係機関と密接な連携をとることとする。
- (ウ) 市災害対策本部総務班並びに各班は、それぞれの事務分掌に応じて、災害発生直後における上記「ア 収集する情報の内容」の災害情報を次により収集する。
- a 市災害対策本部総務班
- (a) 県、長井警察署、消防本部及びライフライン関係機関等からの電話、メール、FAX等による通報、聴取
- (b) 住民、自主防災組織等からの通報、聴取
- (c) 市災害対策本部各班からの報告
- (d) 職員が参集途上に収集した情報(勤務時間外の場合)
- (e) テレビ、ラジオ等のモニタリング
- b 市災害対策本部各班
- (a) 所管施設の被害確認
- (b) 住民等からの通報
- (c) 職員が参集途上に収集した情報(勤務時間外の場合)
- (エ) 市災害対策本部各班長は、それぞれの事務分掌に応じて調査した内容並びに連絡を受けた事項等について総務班長に報告する。
- (オ) 市災害対策本部総務班長は、収集した状況及び情報等を総括して本部長に報告する。

ウ 収集した被害情報等の報告責任者及び報告要領

- (ア) 市長は、災害情報等の統括責任者を選任するものとし、長井市地域防災計画に定める災害報告の責任者は事務局Gp長とする。
- (イ) 事務局Gp長は、震度4以上の地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災及び土砂災害の発生状況等を置賜総合支庁(総務課)に報告する。

- (ウ) 緊急を要する場合には、県本部(防災危機管理課)に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括状況を報告する。なお、通信途絶等により県本部(防災危機管理課)との連絡がとれない場合は、直接消防庁に報告する。
- (エ) 事務局G p 長は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、消防機関への119番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県本部(防災危機管理課)及び消防庁に報告する

【被害情報等の報告系統図】



		電 話 番 号	
		N T T	防災行政無線
消 防 庁	応急対策室 (各種災害の応急対策)	TEL:03-5253-7527 FAX:03-5253-7537	
	防災課 (防災対策の企画立案・助言)	TEL:03-5253-7525 FAX:03-5253-7535	
	消防防災・危機管理センター (勤務時間外の連絡)	TEL:03-5253-7777 FAX:03-5253-7553	

山形県	防災危機管理課	TEL:023-630-2231	TEL:6(7)-800-1202
		023-630-2654	6(7)-800-1203
		023-630-2255	FAX:6(7)-800-1500
		FAX:023-633-4711	6(7)-800-1501

(2) 被害状況等の収集・報告

ア 被害状況等の収集

被害の状況等について、市災害対策本部の各班は、それぞれ災害時の事務分掌に応じ、主に次表のとおり担当する情報の収集に当たるものとする。

情報区分		収集する情報内容	収集担当
被害情報	人的被害	・被災者数、被災者の住所、氏名、年齢、性別等 ・負傷者の負傷程度及び収容先	死者・行方不明者・負傷者 総務班 消防班
	建物被害	・被災棟数及び被害の程度 ・建物の名称及び所在地 ・罹災世帯及び罹災者数	住家・非住家 税務班 建設住宅班
			企業・事業所等 商工班
	市管理施設被害	・被災棟数及び被害の程度 ・建物の名称 ・利用者の被災状況及び避難状況	福祉施設 福祉班
			教育施設 教育班
			その他施設 所管する班
市管理土木施設被害	・被害箇所と被害の程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	道路・橋梁・公園 建設住宅班	
農林水産施設被害	・被害箇所と被害の程度	農林水産関係 農林班	
ライフライン情報	・被害箇所と被害の程度 ・応急措置等の対応状況 ・断水状況	上・下水道関係 電気・電話関係 水道班 総務班	
公共交通機関情報	・公共交通機関の運行状況、乗客の安否、支障箇所等	企画班	
避難情報	・避難情報の発令状況 ・避難世帯数及び避難者数 ・避難所において必要な食糧及び日常生活物資等の状況	総務班 市民班	
医療救護状況	・医療機関の被害状況 ・医療資器材の需給状況 ・救護所の設置状況	健康班	
市職員被災状況	・本人、家族及び家屋等の被災状況	総務班	
その他情報	・被害箇所と被害の程度	土砂災害 建設住宅班	
		その他 所管する班	

イ 収集した被害状況等の報告

(ア) 事務局G p長は、把握した被害状況、応急対策活動状況及び災害対策本部の設置状況等について県支部(置賜総合支庁)を通じて県本部(防災危機管理課)に報告する。

- (イ) 報告は、山形県防災行政無線 F A X を使用し、山形県災害報告取扱要領及び被害判定基準の定めによるものとする。
- (ウ) 被害内容については、警察、消防等の関係機関と連絡調整のうえ、報告するものとする。
- (エ) 報告の種類等については次の表のとおりとなる。

報告の種類	提出期限	様式	摘要
災害速報	即時	様式第1号	災害が発生するおそれがある場合、又は、災害が発生した被害(状況)が把握できないとき
災害情報	即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次	様式第2号～第13号	災害が発生したとき
災害中間報告	防災危機管理課が指示するとき以降順次	様式第14号	
災害確定報告	応急対策終了後10日以内		
災害年報	2月15日	様式第15号	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年1月31日現在で明らかになったものとする。

3 ヘリコプター等による情報収集

市は、災害による被害が発生したとき、又は通信の途絶等により被災状況の収集が困難な場合には、消防本部を通じて県消防防災航空隊に対し速やかに被害状況の収集活動を要請し、その結果を県に報告する。

連絡先：山形県消防防災航空隊 TEL 0237-47-3275

要請する主な調査事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害の発生状況
- (2) 火災の発生状況(消火活動)
- (3) 道路・橋梁被害状況
- (4) 建築物被害状況
- (5) 公共機関及び施設の被災状況
- (6) その他災害発生場所の把握

4 防災情報システム等を活用した情報の収集

災害情報は防災情報システムや新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を活用して報告・提供をするとともに、県からの情報伝達及び各端末保有機関の情報共有手段としてシステムを活用する。なお、防災情報システム等の利活用や操作習熟を図るため、平時から研修や訓練の実施に努める。

5 災害情報の伝達

市は、災害関係情報等を集約し、報道機関、防災関係機関に逐次情報を提供するものとし、市民等に対しては、「第9節 広報活動」により、それぞれのニーズに対応した効果的な情報収集伝達を実施するものとする。

6 各地区、自主防災組織等と連携した情報収集・伝達

市は、各地区又は自主防災組織と連携し、次の項目の災害情報収集・伝達を行う。

- (1) 避難情報
- (2) 人的被害
- (3) 住民避難状況
- (4) 住家被害状況
- (5) ライフライン被害状況

7 ボランティア等と連携した情報収集・伝達

市は、ボランティア団体等と連携し、各団体等が持つ住民同士のネットワークを活用し、ホームページ等により災害情報を収集伝達する。

第8節 通信の確保

災害発生時における被害状況の把握や被災者の救助活動など、災害応急対策の基本となる情報収集・伝達活動を迅速かつ的確に実施するため、市及び防災関係機関が行う通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定める。

1 通信施設の応急確保

(1) 県防災行政無線の運用

災害発生時には、県防災行政無線を中心に使用し、電気通信事業者の設備が利用可能かどうか確認しながら、確保可能な通信手段の拡大を図る。

また、県防災行政無線が使用不能となったときは、応急復旧を図りつつ、電気通信事業者設備及び国土交通省多重無線回線等、他機関の通信施設への応援要請により通信を確保する。

(2) 電気通信事業者の設備利用

ア 災害時優先電話の使用

災害発生時には輻輳等による通信障害が予想されるため、防災関係機関は、あらかじめ東日本電信電話株式会社等に申請を行い、承諾を得た災害時優先電話を活用する。

イ 衛星携帯電話の使用

加入電話が使用不能となった場合は、市保有の衛星携帯電話を活用する。

(3) 他機関の通信施設の利用

ア 災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、電気通信事業法第8条、災害対策基本法第57条、消防組織法第41条、水防法第27条又は災害救助法第11条に基づき、警察署、消防本部、東北地方整備局各河川国道事務所、又は東北電力株式会社山形支店の所有する通信設備を利用することができる。

イ 市長は必要と認めた場合は、知事に対し、自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援要請の要求をする。

ウ 市は、災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、他に手段がない場合などは、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用により通信を確保する。

エ 市は、防災情報連絡のための防災行政無線等の通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡し、必要な措置を依頼する。

(4) 長井市防災行政無線及びMCA無線の活用

有線電話等の途絶した場合等の指定緊急避難場所・避難所との連絡は、長井市防災行政無線設備及びMCA無線により通信網を確保する。

(5) 通信途絶時における市域内の措置

災害時において有線設備が途絶した場合は、アマチュア無線局の協力により通信を確

保する。その際、アマチュア無線がボランティアであることに配慮する。

また、自動車、オートバイ、自転車又は徒歩により伝達を行うものとする。

2 通信機器の応急調整

市は、災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。また、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

第9節 広報活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、市、防災関係機関及び報道機関等が協力して行う広報活動について定める。

1 広報活動の基本方針

(1) 広報活動の目的

災害発生のおそれがある場合は、避難情報をはじめとする防災に関する情報を広報し、市民等の安全を確保する。災害発生時においては、被害状況や復旧見込み等の情報を通じ、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止する。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業への社会的な協力を促進する。

この際、被災者のニーズを十分把握し、被害、災害状況に関する情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。

(2) 広報活動の対象者

被災地の住民及び滞在者並びに被災地外の被災地関係者

(3) 広報活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開するものとする。

2 広報活動における各機関の役割分担

(1) 市

ア 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

(ア) 防災ラジオ・屋外拡声装置又はコミュニティFM

(イ) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示

(ウ) 各地区会長、隣組等を通じた情報伝達

(エ) 住民相談所の開設

(オ) 県を通じた報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）

※ 要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書

で行う。

【各放送機関の連絡先】

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
NHK山形放送局	山形市桜町2-50	023-625-9515	023-633-2842
山形放送(YBC)	山形市旅籠町2-5-12	023-622-6260	023-632-5942
山形テレビ(YTS)	山形市城西町5-4-1	023-647-1315	023-644-2496
		023-643-2821 (夜間電話)	
テレビユー山形(TUY)	山形市白山1-11-33	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン (SAY)	山形市落合町85	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	山形市松山3-14-69	023-625-0804	023-625-0805
おらんだラジオ	長井市館町北6-27	0238-84-5711	0238-84-5712

(カ) 市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等による情報提供等インターネットの活用

(キ) 緊急速報メール

ウ 災害情報拠点

市災害対策本部が実施する対策等については、次の施設を拠点として広報を行う。

(ア) 市役所、各コミュニティセンター等の公共施設

(イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所

(2) 長井警察署

ア 役割

被災者及び被災地の関係者に対する情報提供を行う。

イ 手段

(ア) 警察車両の拡声装置

(イ) 警察施設の掲示板

(ウ) 広報誌

(エ) ファックスネットワーク

(オ) ラジオ

(カ) インターネットの活用(県警察ホームページ、SNS等)

(3) ライフライン関係機関(電気及び電気通信事業者等)

ア 役割

主に被災地域の利用者に対する直接的な広報を行う。

イ 手段

(ア) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示

(イ) 利用者相談窓口の開設

(ウ) 報道機関への報道要請・依頼（必要により市・県を通じて報道依頼）

(エ) インターネット等の活用

3 被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

市は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(2) 市民への的確な情報伝達

市は、市民全体に対し地震の被害、余震の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、支援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

4 地震発生後の各段階における広報事項

(1) 地震発生直後(地震発生後概ね3～4時間以内)

ア 市の広報事項

- (ア) 余震情報
- (イ) 地震時の一般的注意事項
- (ウ) 初期消火活動及び人命救助の呼びかけ
- (エ) 災害情報及び被害情報
- (オ) 避難に関する情報

(2) 災害応急対策初動期（地震発生後概ね2日以内）

ア 市の広報事項

- (ア) 安否情報
- (イ) 住民に対する避難指示
- (ウ) 災害情報及び被害情報
- (エ) 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報
- (オ) 避難所の開設状況
- (カ) 緊急交通路確保の協力要請
- (キ) ボランティア受入情報

イ 長井警察署の広報事項

- (ア) 災害情報
 - (イ) 生活関連情報
 - (ウ) 交通情報（通行の可否、交通規制及び渋滞等）
- (3) 災害応急対策本部本格稼働期（地震発生後概ね3日目を以降）

ア 市の広報事項

- (ア) 消毒、衛生及び医療救護情報
- (イ) 小中学校の授業再開予定
- (ウ) 被害認定・罹災証明書の発行
- (エ) 応急仮設住宅等への入居に関する情報

イ ライフライン関係機関の広報事項

- (ア) 復旧見込み
- (イ) 災害発生時の特例措置の実施状況

(4) 復旧対策期

ア 市の広報事項

- (ア) 罹災証明書の発行
- (イ) 生活再建資金等の貸付け
- (ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- (エ) その他生活再建に関する情報

5 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

市は、安否情報の適切な提供のために必要と認められるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

- (1) 市は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て公表するものとする。
- (2) 市は、県と連携して、県作成「災害発生時における情報の公表に関するガイドライン」により安否情報を提供する。
- (3) 災害の発生により、著しく通信が輻輳する場合、安否等の情報を円滑に伝達できるよう東日本電信電話(株)山形支店は、災害用伝言ダイヤル「171」を速やかに開設

する。また、各移動通信事業者においては、「災害用伝言板」を開設する。

6 広報活動実施上の留意点

- (1) 市は、避難所等において視覚・聴覚障がい者等にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、文字放送テレビの設置、手話通訳者、誘導員等の配置等、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- (2) 市は、外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、日本語と外国語による表示・放送等の措置に努めるものとする。
- (3) 市は、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努めるものとする。

7 広聴活動

- (1) 市は、被災者のための市民相談所を開設し、被災住民の相談、要望、苦情等の聴取に努めるとともに、必要に応じて被災地の公共施設や避難所に臨時相談所を開設するものとする。
- (2) 市民相談所を開設した場合は、住民への周知を図るものとする。
- (3) ライフライン関係機関は、被災者のための利用者相談窓口を設置する。

第10節 避難計画

災害発生時における危険や地震による二次災害等から地域住民の生命・身体等を保護するため、住民等の自主的な避難並びに市及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

1 地震発生時の各主体の責務

(1) 市民の責務

- ア 自らの責任において、自身とその保護する者の安全を確保する。
- イ 火災の発生を防止し、出火した場合は直ちに初期消火にあたる。
- ウ 家族及び近隣者の安否を確認し、協力して救出活動を行う。
- エ 避難する場合は、隣近所で声を掛け合って集団で行動する。
- オ 市が指定した避難所以外に避難する場合には、市に避難先を連絡する。

(2) 企業・事業所等の責務

- ア 不特定多数の人が利用する施設においては、利用者を適切に避難・誘導する。
- イ 必要に応じて、施設を緊急避難場所として提供する。
- ウ 近隣での住民の救助活動に協力する。

(3) 市の責務

- ア 地震後速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる。この際、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- イ 指定避難所以外への避難者の状況を確認する。
- ウ 避難者の状況及びニーズを把握する。
- エ 二次災害(浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏洩等)の危険がある場合は、速やかに当該地区の住民等に避難指示等を行う。

2 住民等の自主的避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、自主防災会長等を通じて市へ避難先、避難人数等を連絡するように務める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 市の支援

市は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。この際、指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受け入れられるようにしておくものとする。

3 行政の避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知及び情報収集

ア 市及び防災関係機関は、地震等の情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化し、危険箇所の把握に努めることで、避難指示等(警戒レベル)を適切なタイミングで発令するよう留意する。さらに市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行い、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

イ 市は、その後の地震活動による建築物等の倒壊及び宅地の倒壊に関して、建築技術者等による被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。この際、必要に応じ県へ建築技術者等の派遣要請を行う。

ウ 土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切な避難指示等(警戒レベル)の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を市に提供する。市は、その情報を基に速やかに避難指示等(警戒レベル)を発令するものとする。

(2) 避難実施の決定及び必要な措置

ア 避難指示等の実施者

避難指示等は、災害対策基本法第60条に基づき、原則として市長が実施する。

市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。その他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表のとおり。

区分	実施者	措置	実施の基準
			指示等を実施した場合の通知等
(警戒レベル3) 高齢者等避難	市長	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき 高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼び掛ける(避難指示等に関するガイドライン)
(警戒レベル4) 避難指示	市長	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示 立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 <p>(報告) 市長→知事</p>

	知事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示
(緊急安全確保 警戒レベル5)	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意
			(報告) 市長→知事
避難の指示等	警察官	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市町村長から要求があった場合（法第61条）
			(通知) (報告) 警察官→市長→知事
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受ける恐れがある者に対し必要な限度で避難等の措置（警察官職務執行法第4条）
			(報告) 警察官→公安委員会
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置（自衛隊法第94条）
			(報告) 自衛官→防衛大臣の指定する者（第6師団長等）

イ 地震災害時の避難指示等の発令判断基準

- ・ 火災が随所に発生し、炎上拡大の危険があり、人的被害が予測される場合
- ・ 火災拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きい場所
- ・ 避難経路を断たれる危険のある場合
- ・ 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある場合
- ・ 有毒ガス、危険物等が多量に流出し、広域にわたり人的被害が予測される場合
- ・ 地盤沈下、余震による建物の倒壊等により人的被害が予測される場合
- ・ 地すべり、がけ崩れ等により著しく危険が切迫している場合
- ・ 水道、ガス、電気等のライフライン施設の被害が著しく、被災地域での避難生活が困難な場

合

ウ 住民等への伝達及び避難の実施

(ア) 高齢者等避難の内容

- a 警戒レベル
- b 要避難準備対象地域
- c 避難準備理由
- d 避難先
- e 避難経路
- f 避難時の注意事項等

(イ) 避難指示の内容

- a 警戒レベル
- b 要避難対象地域
- c 避難理由
- d 避難先
- e 避難経路
- f 避難時の注意事項等

(ウ) 緊急安全確保の内容

- a 警戒レベル
- b 災害発生区域
- c 災害概況
- d 命を守るための最善の行動をとること

(エ) 避難の広報

- a 市は、防災ラジオ・屋外拡声装置をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、緊急速報メール、SNS等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。また、必要により各地区、自主防災組織へ電話連絡し、避難情報を周知する場合がある。
- b 市は、避難行動要支援者への避難指示等にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。
- c 市は、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

エ 避難の誘導

避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、

土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等)の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(7) 避難誘導體制

- a 住民等は相互に協力して、可能な限り各地区、地域、職場、学校等を単位とした集団で避難を行うこととする。
- b 避難誘導は、市、長井警察署、消防本部、消防団、各地区、自主防災組織等が協力し行うものとし、避難場所及びその周辺等に避難誘導員(市職員、消防団員及び協力住民)をその都度配置し、避難に対して万全を期することとする。
なお、誘導にあたっては次の点に留意することとする。
 - (a) 避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。
 - (b) 誘導経路は、出来る限り危険な橋・堤防・その他災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定する。
 - (c) 危険地点には、標示・縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
 - (d) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
 - (e) 誘導中は、水没・感電等の事故防止に努める。
- c 消防本部は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる避難方向を市及び警察署に通報することとする。
- d 長井警察署は、避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行の確保にあたるものとする。
- e 市は、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼することとする。

(1) 避難路の安全確保

- a 市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員を派遣し、道路管理者及び警察官の協力を得て、避難路上にある障害物の除去にあたるものとする。
- b 市は、必要に応じて、県に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請することとする。

(2) 避難の順位

統制が可能な場合は、避難の順位は、妊産婦、傷病者、高齢者及び幼児等の要配慮者を優先し、防災活動に従事できる者を最後とする。

(3) 避難の手段

- a 避難者は徒歩による避難を原則とする。ただし、避難者の自力による避難が困難な場合は、地域や自主防災組織が協力して避難を行うこととする。
- b 市は、必要に応じて、車両等を活用し、市民を迅速かつ安全に避難させるものとする。

(オ) 携帯品の制限

避難にあたっての携帯品については、地勢、天候、季節等により異なるが、その状況に応じて最小限に止めるよう指導し、円滑な避難が実施されるよう努めるものとする。

オ 避難指示等の解除

災害による危険が解消されたときは、避難指示等を解除する。

4 学校等における避難

(1) 計画及び実施者

避難の計画及び実施者は、県立学校及び私立幼稚園にあつては学校長及び園長とし、市立学校及び児童センター等にあつては学校長及び施設長とする。

(2) 避難誘導

引率者は管理者の指示を的確に把握して、あらかじめ計画に定められた避難順序に従って正しく誘導するものとする。

(3) 小規模移送の方法

避難者が自力により立ち退くことが不可能な場合には、市が、車両、舟艇等により移送するものとする。

5 医療機関等における避難

(1) 避難誘導

医療機関等の管理者は、あらかじめ患者を担送患者と独歩患者について適当な人数ごとに自治組織を編制させ、重症者、老幼婦女子を優先して誘導するものとする。

(2) 移送方法

医療機関等の管理者は、入院患者を避難させる必要があると認める時は、医師、看護師等を引率者として直ちに患者の移送を行うものとする。

(3) 避難場所等の確保

医療機関等の管理者は、災害時における患者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、移送に要する担架、車両等を確保し、保管場所を定めておくものとする。

6 警戒区域への立ち入り制限、禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要と認められたとき、市長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事するもの以外のものに対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

災害種別	設定権者	実施の基準	根拠法令
災害全般	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
	警察官 又は海上保安官	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第2項
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長又は市長の職権を行うことができる者がその場にいないときに限る。	災害対策基本法第63条第3項
火災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定	消防法第23条の2
	消防吏員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定	消防法第28条
	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員、消防団員から要求があったとき。	消防法第28条
水災	水防団長・水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場合において、警戒区域を設定	水防法第21条
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	水防法第21条

(2) 警戒区域の設定と周知

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展開等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立ち入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図るものとする。

警察官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、市長は必要に応じて避難所を開設し、これらの者を受け入れることとする。

7 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

市及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する

基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、一時滞在施設の確保等を推進するものとする。さらに、帰宅困難者に対し、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するように努めるものとする。

(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

市及び公共機関は、地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するように努めるものとする。

第11節 避難所の運営

災害発生時において、迅速な避難所開設を行うため、市、施設管理者、地域住民等により可能な限り早期に避難所を開設し、避難者を受け入れるとともに、避難所の的確かつ円滑な運営に努める。

1 避難所の開設

(1) 市は、住民に避難指示等を発令した場合、又は避難場所に避難した住民を、家屋の倒壊等により、さらに避難所へ受け入れる必要が生じた場合は、指定避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受け入れるよう指示するとともに、速やかに市職員を指定避難所に派遣し、迅速な受入と開設に努めるものとする。なお、避難所の開設に当たっては次の事項に留意する。

ア 災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

イ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

ウ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

エ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

オ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

カ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

キ 災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き（知事は内閣総

理大臣の同意を得たうえで期間を定める。)をとる必要がある。

(2) 避難所の開設、避難者の受け入れ及び保護は、避難所担当職員が避難者等を含む地域住民の協力のもと実施し、その統括は戦略監が行うものとする。

(3) 避難所を開設する時間的余裕がない場合の措置

市民は、緊急に避難を必要とするときは、市による開設を待つことなく、次により避難所に立ち入り、安全を確保するものとする。

ア 避難所及びその周辺の被災状況を観察し、安全を確保する。

イ 鍵保管者からの開錠又は、出入口、窓等侵入可能な箇所から避難する。

ウ 分散せずまとまって開設担当者の到着を待つ。

エ 避難所内の危険な場所へは近づかない。

(4) 避難所開設に関する周知

市は、指定避難所を開設した旨を速やかに住民等に周知徹底するとともに、長井警察署及び消防本部等に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 開設箇所数及び避難所の名称

ウ 避難者数

(5) 開設初期における措置

ア 避難者数の把握

市は、避難住民の代表者等と協力して避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳(男女別・年齢別)を把握する。また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者にかかる情報の把握に努める。なお、情報の把握にあたっては、避難所運営支援システムを活用するよう努める。

イ 避難所の運営リーダーの選出

市は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

ウ 応急的居住環境の整備

市は、避難所を開設したときは、速やかに食料品、飲料水、仮設トイレ、毛布等を準備し、避難者の応急的居住環境を整えるものとする。

エ 生活環境の確保

市は、避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

オ 物資等の調達

市は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階

で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎又はその近傍の地域完結型の備蓄施設を確保し必要最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

- (ア) 食料（パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの）
- (イ) 毛布
- (ウ) 日用品（マスク、消毒液、紙コップ、紙皿及び割り箸）
- (エ) 医薬品（常備薬、救急箱 等）
- (オ) 生理用品
- (カ) 暖房器具、カイロ（冬期の場合）
- (キ) 簡易トイレ（トイレットペーパー）
- (ク) 飲料水
- (ケ) 燃料

カ 通信手段の確保

市は、避難所と市役所との通信手段を確保する。

キ 避難所以外で生活している被災者への支援

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供等の支援を行い、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

(6) 避難所開設の報告

市は、避難所を開設したときは、次の事項を県に速やかに報告するものとする。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 開設箇所数及び避難所の名称
- ウ 避難者数

2 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、市長の責任の下で行うこととなるが、学校その他の施設が避難所となった場合においては、学校長等施設管理者の協力を得て避難所が円滑に運営されるよう管理するものとする。この際、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に

努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 運営管理体制の確立

避難所の運営・管理は、市職員、施設職員、教職員、国・県・他市町村等の応援職員、各地区組織、自主防災組織、ボランティア等の相互協力のもと、次の事項に留意し実施するものとする。

ア 管理体制

市は、避難施設の管理者及び避難所の運営リーダーと協議し、各地区組織、自主防災組織等の協力のもと、女性を含めた避難所の運営管理委員会を設け、運営管理に協力を依頼するものとする。

イ 運営体制

避難所の運営は、運営リーダーを中心とした避難者の自主運営を基本とし、秩序あるかつ良好な生活環境の避難生活を維持するよう運営することとする。

- (ア) 要配慮者を優先した運営
- (イ) 保健師等の巡回、健康相談及び医療・救護活動と連携した健康管理
- (ウ) 防疫活動による伝染病の発生防止等の衛生管理
- (エ) 避難者のプライバシー保護
- (オ) 夏期・冬期間における暖房器具、防暑・防寒衣等の提供

(2) 情報の提供、聴取

市は、避難所の運営管理委員会と協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、テレビ、ラジオの設置、また聴覚障がいがある避難者等に配慮し、掲示板の設置やチラシの配布、手話等により情報を提供するとともに、東日本電信電話株式会社に対し特設公衆電話の設置を要請し、避難所における通信手段の確保に努めるものとする。また、相談窓口等を設置するなど、避難者からの相談等の聴取に努めるものとする。

(3) 物資・サービス等の提供

市は、避難所の運営管理委員会を通じて避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。

(4) 避難所開設後の業務

ア 避難所開設後24時間以内の業務

対 策	協力依頼先
1 避難所開設(～3時間) ① 職員配置、避難所開設報告	施設管理者

② 福祉避難所の開設、要配慮者受入れ ③ 施設の安全確認 2 避難者の状況把握(～6時間) ① 避難者数の把握及び報告(避難者名簿作成) ② 避難者ニーズの把握及び報告 ③ 避難所運営管理委員会の設置 3 外部からの応援受入開始(～12時間) ① 避難所運営応援職員の受入れ ② ボランティアの派遣 ③ 食料・生活必需品提供の開始 ④ 仮設トイレ設置 ⑤ 暖房器具、燃料の手配(冬期) ⑥ 医療救護班の受入れ ⑦ 要配慮者支援要員の配置 4 要配慮者の移動(～24時間) ① 傷病者等の医療機関への搬送 ② 福祉施設等への緊急入所	介護事業者等 施設管理者 住民組織 住民組織 住民組織、施設管理者等 市災害ボランティアセンター 医師会、日赤 医師会、日赤 消防本部 福祉施設
--	---

イ 避難所開設後3日目以内の業務

対 策	協力依頼先
避難所の拡充・充実 ・避難所環境の改善 (緩衝材、間仕切り等の設置)	施設管理者

ウ 避難所開設後4日目以降の業務

対 策	協力依頼先
避難者サービスの充実 ① 入浴機会の確保 ② 避難所での炊飯の開始 ③ 臨時公衆電話等の設置要請 ④ ラジオ、テレビ等の情報収集機器の機能確保と強化	自衛隊 ボランティアセンター 電気通信事業者 民間事業者等

3 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続けた場合

市は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の受け入れ可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、収容人員に余裕のある他の避難所又は新たに開設する避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配することとする。また、市の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を市外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、他市町村に被災者の受入れを要請し、又は県にあっせんを依頼することとする。

(2) さらに危険が迫った場合

市は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び警察等に避難者移動用の車両、舟艇及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を安全な避難場所へ再避難させることとする。

(3) 危険が去った場合

市は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営管理委員会を通して避難者に連絡するとともに、避難指示等を行っていた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断するものとする。避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の運営管理委員会に届け出ることとし、届出を受けた運営管理委員会は、避難者の退去状況を逐次市に連絡するものとする。

(4) 避難が長期化する場合

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

4 避難所運営に係る留意点

(1) 市のとるべき措置

- ア 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。
- イ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、適切に受け入れることとする。
- ウ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- エ 住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めること、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮するものとする。

オ 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(ア) 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品(下着、生理用品等)の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。この際、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、県の指導・支援のもと総務課と健康スポーツ課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(イ) 衛生、給食及び給水等対策

- a 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- b 炊き出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。
- c 配食等にあたっては管理栄養士等が関与し、栄養バランスのとれた適温の食事となるよう努めるものとする。
- d 断水時も使用可能な簡易トイレ等を含めたトイレの確保及び衛生面に十分配慮する。

(ウ) 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。

(エ) 要配慮者に配慮した運営、環境整備

- a 掲示板、チラシ、通訳者の配置等、要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段の確保に努める。
- b 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。
- c 施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。
- d 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

(オ) 避難所運営への女性の参画促進

市は、指定避難所等の運営において、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、こども・若者の居場所の確保に努める。

(カ) 男女のニーズの違い及び性的マイノリティの方等への配慮

市は、男女のニーズの違い及び性的マイノリティの方等に配慮した指定避難所等の運営管理に努めるものとする。特に女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保に配慮した、また、性的マイノリティの方が利用しやすいような多目的トイレ、シャワー室、更衣室の設置などの

指定避難所等の運営管理に努める。

市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(キ) 子育て家庭、若者への配慮

避難所となった施設の視聴覚室等利用可能なスペースを開放し、キッズスペースや学習スペースを設置するなどして子育て中の避難世帯、若者に配慮する。

(ク) 各機関への協力要請

市は、避難所の運営に際し、必要に応じて県に対し、日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、山形県栄養士会及びNPO・ボランティア等関係機関の協力について要請を行うものとする。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

カ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるとともに、炊き出し等の配食においては、使用食材の掲示等を行い、アレルギーを有する者がアレルゲンの有無を判断できるよう配慮する。

(2) 市民の心得

避難所に避難した市民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心がけるものとする。

ア 避難所運営管理委員会を中心とした組織の結成と中心となるリーダーへの協力

イ ごみ処理、洗濯、トイレ利用及び入浴等生活上必要なルールの遵守

ウ その他、避難所の秩序維持に必要な事項の遵守

第12節 救助・救急活動

災害のため、生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出救助するための対策について定める。

1 救出の対象者

災害が直接の原因となって、現在生命が危険な状態であり、早急に救出しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態又は生死不明の状態にあり、次のような状況にある者に対し、救出を実施するものである。

- (1) 火災が発生し、火中に取り残された者
- (2) 倒壊家屋の下敷きになった者
- (3) 土砂崩れにより生き埋めになった者
- (4) 流出家屋及び孤立した場所により救出を必要とする者
- (5) 大規模な爆発、交通事故の発生により救出を必要とする者

2 要救助者の通報・捜索

- (1) 被災地の地域住民及び通行人等の災害現場に居合わせた者は、生き埋めや行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに消防本部、警察に通報するものとする。特に生き埋め者の救助のために重機等が必要となる場合は、その旨も併せて連絡する。
- (2) 消防本部及び警察等は必要に応じ自主防災組織等の協力を得て、被災地内の要救助者を捜索する。

【通報時の連絡先】

機 関 名	担当部署	所 在 地	電話番号
長井市役所	総務課	長井市栄町1-1	0238-84-2111
長井警察署	地域課	長井市小出3473-3	0238-84-0110
西置賜行政組合消防本部	総務課	長井市平山4460	0238-88-1212

3 救助体制の確立

- (1) 救助隊の編成等

救助隊は、消防職員、消防団員を中心として、警察等の関係機関、状況により自主防災組織等により編成し、災害の規模、救出対象者数、救出範囲及びその他の事情によりさらに要員を確保するものとする。

この際、必要により域内に医療救護所を開設する。

- (2) 応援要請

災害が大規模で自らの組織力のみでは対処できないと判断する場合は、関係機関に応援を要請する。細部は本章第3節「広域応援体制」に基づくものとする。

ア 消防機関への要請

市長及び消防の事務組合の長は、「山形県広域消防相互応援協定」等により、被災地ブ

ロック幹事消防機関又はブロック幹事消防機関へ応援を要請する。

イ 知事への自衛隊の災害派遣要請を依頼

市長は、大規模かつ迅速な救急・救助活動の展開を要すると判断する場合は、知事に対して自衛隊法第83条第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

ウ 民間組織への要請

市長は、必要と判断する場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して、生埋め者の救助活動に協力するよう要請する。

4 救助活動の実施

(1) 緊急交通路の確保

警察は、被災地内外で直ちに交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、救急・救助活動のための緊急車両を誘導する。

(2) 救助隊の誘導

消防機関及び警察は、自主防災組織の協力を得ながら、被災地外から救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

(3) 救助活動の実施

ア 消防機関、警察及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力を得ながら、連携して救助活動を展開する。また消防団員は、器具置場（車庫）等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。

イ 自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

ウ 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り生き埋め者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。また、災害の現場で消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

(4) 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

5 負傷者等の搬送

救急搬送にあたっては、負傷者の状況、受入医療機関等の状況を把握するとともに、防災関係機関と連絡を密にして実施するものとする。

(1) 搬送先

消防本部は、救助活動の初期における、被災地内の医療救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を救急告示病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージ※を経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの負傷者

の搬送先の調整を受けた上で、災害拠点病院等に搬送する。

※トリアージ：限られた人的物的資源の状況下で、最大多数の傷病者に最善の医療を施すため、患者の緊急度と重傷度により優先度を定めること。

(2) 搬送における留意点

消防本部は、重症者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に交通規制を行うよう協力を求めることとする。なお、救急車による搬送が困難で、ヘリコプターの利用を必要とするときは、県が設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

6 医療救護活動

医療救護活動については、本章第13節「医療救護活動」により実施する。

7 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合は、本章第34節「災害救助法の適用」による。

第13節 医療救護活動

大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命することを最優先の目的とし、多数の傷病者にその時々状況下における最大限の医療を提供するために市及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

1 医療機関情報の把握

市は、災害発生時、又は災害の発生が予想されるときにおいては、迅速かつ的確な医療救護活動を行うため、医療機関から次の事項について情報収集を行うものとする。

- (1) 医療機関及び薬事関係業種の被害状況
- (2) 傷病者の受入れ状況
- (3) 医療従事者の確保状況
- (4) その他災害の種別や規模等に応じた必要情報

2 応急医療需要の把握

災害発生後においては、消防本部、警察署、避難所、福祉団体等と連絡を密にし、医療を必要とする状態にある住民の人数、負傷状況、医療機会の喪失により生命に危険を及ぼすおそれのある者や高齢者等の要配慮者について状況を把握し、必要と判断した場合は、医療救護活動を実施する。

3 医療救護体制

(1) 医療救護班の編成

医療救護活動が必要となった場合、市は直ちに置賜広域病院企業団等に対し、派遣可能な範囲での医療救護班の編成を依頼し、応急医療の実施にあたるものとする。

医療救護班の編成は、次のとおりとする。

医師	保健師・看護師	事務職員	自動車運転手	計
1名	3名	1名	1名	6名

(2) 医療救護所の開設

公立置賜長井病院及び長井市保健センターを中心に、災害の規模及び患者の発生状況等により、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されている小中学校の体育館、コミュニティセンター等医療救護活動に適した場所に設置するものとする。

(3) 応援要請

災害の規模が大きく、上記医療救護のみでは対応できない場合、市長は、県を通じて「災害派遣医療チーム(DMAT)」の派遣要請や「広域応援計画」による医療救護班の派遣を要請するものとするほか、長井市西置賜郡医師会を通じて市内開業医等に対し、時間外診察等、災害時の医療体制についての協力を要請するものとする。

4 医療救護活動

(1) 医療救護所の活動

医療救護所における医療救護活動は、救出・救助活動により救急車等で搬送された負傷者、又は自主防災組織等により救護搬送された負傷者等に次の項目について医療救護を施すものとする。

- ア 負傷者の傷病程度の判定(トリアージの実施)
- イ 負傷程度別の医療措置
- ウ 避難所における軽傷者に対する医療
- エ 重症者に対する蘇生の実施
- オ 後方医療機関への転送要否と搬送順位の決定
- カ 転送困難な負傷者に対する医療
- キ 助産救護
- ク 遺体の検案
- ケ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告

(2) 助産活動

助産を必要とする状態にもかかわらず、災害のため助産の途を失った者を対象として実施する。

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前及び分娩後の処置
- ウ 衛生材料の支給、調達

(3) 医療、助産の実施期間

医療の実施期間は災害発生の日から14日以内とし、助産の実施期間は災害発生の日後分娩した日から7日以内とする。

5 負傷者等の搬送

- (1) 医師の応急処置を必要とする傷病者の医療救護所への搬送は、家族、地域住民及び自主防災組織と防災関係機関が協力して行うものとする。
- (2) 病院へ収容する必要がある重症患者等の後方医療施設への搬送は、消防本部が行うものとする。
- (3) 救急車両が不足する場合は、市災害対策本部で確保する車両及び県、日本赤十字社山形県支部で確保する車両等により搬送するものとする。
- (4) 災害対策本部において対応が困難な場合には、「山形県消防広域応援隊に関する覚書」に基づき応援を要請するものとする。
- (5) 道路の寸断等により、負傷者の搬送が速やかに実施できない状況と判断される場合は、ヘリコプター等による空輸を県及び関係機関に要請するものとする。

6 医薬品及び衛生材料等の確保

医薬品及び衛生材料等の調達は、医療救護班が最寄りの薬局、事業所から調達するものとする。なお、調達が不可能及び不足する場合は、県に調達を依頼するほか、近隣自治体、災害時応援協定締結都市、自衛隊、日本赤十字社等に依頼し、調達するものとする。

る。

第14節 消防活動

地震発生時の火災による被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、住民、自主防災組織及び消防機関等が実施する消防活動について定める。

1 初期消火活動

(1) 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、地震が発生した場合は、コンロや暖房器具等の火を消す等、出火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

ア 消防本部へ速やかに通報(電話、駆け込み)するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

イ ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織による活動

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

2 消防本部による火災防ぎょ活動

消防本部は、消防団と連携して火災防ぎょ活動を行う。活動内容については、以下に掲げるほか、西置賜行政組合消防本部で策定された消防計画に定められたところによる。

(1) 消防吏員の参集

消防吏員は、地震が発生した場合は、消防計画(地震災害対策)に基づき各部署に速やかに参集し、消防資機材等を準備する。

(2) 情報の収集

消防本部は、次の方法等により火災情報の収集にあたる。

ア 広報車等の巡回監視

イ 119番通報及び駆け付け通報

ウ 消防吏員の参集途上における情報収集

エ 消防団及び住民等からの電話又は無線等による連絡

(3) 緊急交通路の確保

消防本部は、県警察及び道路管理者等の情報を基に、火災現場までの交通路を確保するとともに、必要に応じて県警察に対して交通規制を要請する。

また、消防吏員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、通行の妨害となる車両等の所有者等に対する措置命令又は措置を行う。

(4) 火災防ぎょ活動にあたり、次の事項に留意する。

- ア 火災の延焼状況及び活動障害の有無等、火災の状況に対応した消防力を適切に配置して、消火活動を行うとともに延焼の防止に努める。
- イ 火災現場において要救護者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。
- ウ 火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、当該建物の人命検索及び残留者の避難誘導を行う。
- エ 上水道施設が被災した場合でも、火災状況に応じた消防水利を迅速かつ的確に確保するよう努める。
- オ 地域住民の安全確保のため必要と認められる場合は、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定して、住民等を退去させ又は出入りを禁止若しくは制限する。

3 消防団による火災防ぎょ活動

消防団は、消防本部と緊密に連携して、次により火災防ぎょ活動を行うものとする。

(1) 消防団員の参集

消防団員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づき速やかにポンプ庫等に参集し、消防資機材等を準備する。この際、参集途上において周囲の被害状況等の情報を可能な限り収集するよう努める。

(2) 初期消火の広報

出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。

(3) 情報の収集、伝達

現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を消防本部等へ連絡する。

(4) 火災防ぎょ活動

火災防ぎょ活動にあたっては、地域住民や自主防災組織等と協力するとともに、常備消防の部隊が到着した場合は、消防長又は消防署長の所轄のもとに行動する。

4 広域応援要請

大規模な地震により災害が発生した場合には、火災及び負傷者の同時多発等により出動対象が激増する一方、被災地域の消防機関は、職員や施設・資機材の被災、通信・交通の遮断等によりその機能が低下し、火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。このような場合、市長は他の市町村長に対して広域応援を要請する。また、被災地以外の消防本部は、大規模な地震の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

(1) 県内市町村等への応援要請

市長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎよし得ないと認めるときは、「山形県広域消防相互応援協定」等に基づき、市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 他都道府県への応援要請

知事は、市長から応援要請を受けた場合又は県内の消防力のみでは対応しきれないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して、「消防組織法第44条」に基づく緊急消

防援助隊の出動要請や「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

(3) 応援受入体制

上記(1)又は(2)による応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、「各消防本部緊急消防援助隊受援計画」及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

第15節 危険物等施設の応急対策

地震に伴う危険物等施設の被災による二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

1 共通の災害応急対策

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、地震により被災した場合、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に対し、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立するものとする。

(2) 周辺地域住民に対する広報等

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、速やかに災害発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求めるものとする。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行うものとする。

(4) 危険物等施設の応急措置

ア 施設所有者等のとるべき措置

(ア) 危険物等取扱事業所は、地震発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行うものとする。

(イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行うものとする。

(ウ) 危険物の移送中に地震が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び県警察等に連絡する。

イ 市のとるべき措置

(ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立ち退きの指示又は勧告を行うものとする。

(イ) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させるものとする。

2 個別の災害応急対策

前項に掲げた災害応急対策以外の各危険物等施設に係る災害応急対策は次のとおりである。

(1) 火薬類

ア 販売所等における応急措置

販売事業者は、地震による火災等が発生し、火薬庫や庫外貯蔵所等が被災するおそれが生じた場合で、保管・貯蔵等の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。ただし、道路が危険であるか又は搬出の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講ずるとともに、その措置内容について防災関係機関に速やかに報告するものとする。

また、火薬庫については、入口、窓等を目塗りで完全に密閉し、木部には防火措置を講じるとともに、必要に応じて周辺住民に避難するよう警告を行い、近隣火薬庫所有者に火薬類の保管委託を行うものとする。

イ 消費場所における応急措置

消費事業者は、地震による土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合には、火薬類の存在する可能性のある場所を赤旗等で標示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂等を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄するものとする。

ウ 運搬中における応急措置

運転者は、運搬作業中に地震による事故等が発生した場合には、安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両が損傷を受ける等により火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収して一般人の取扱いによる事故を防止するとともに、盗難防止等のため警戒監視を行いながら、運搬事業主等の指示を受けて対処するものとする。

(2) 高圧ガス

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設等が危険な状態になったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。ガスが漏洩した場合には、緊急遮断等の漏洩防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。

なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ警察に連絡して交通規制等の措置を講じるものとする。

イ 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必要に応じ担当作業員以外の従業員を退避させるものとする。

ウ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防本部に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかけるものとする。

エ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に地震による災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏えいした場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難の勧告を行うとともに、県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

3 危険物等流出応急対策

河川等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努めるものとする。

(1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市、消防本部、警察署、河川管理者等関係機関に通報又は連絡するものとする。

(2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。

ア 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。

イ オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。

ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

(3) 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、被害のおそれのある水道用水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずるものとする。

(4) 有害物質が河川等の公共用水域に流出若しくは地下に浸透又は大気中に放出された場合は、河川管理者等関係機関は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資するものとする。

第16節 行方不明者の搜索及び遺体の処置等

大規模な地震による建物の倒壊や火災等により発生する行方不明者の搜索及び遺体の処理、収容、埋葬に関し、主として市が実施する災害応急対策について定める。

1 行方不明者の搜索

(1) 搜索依頼・届出の受付等

ア 市は、災害による行方不明者等の問い合わせ、搜索依頼及び届出について、長井警察署と協力のうえ、聴取、記録する。

イ 市は、災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により、行方不明者の名簿（要搜索者リスト）を作成する。

(2) 搜索班の編成

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情から既に死亡していると推定される者の搜索を要する事態が生じた場合は、警察署等その他と連絡をとり、消防団、ボランティア等の協力を得て搜索班を編成し、搜索にあたるものとする。

(3) 県への報告と応援要請

市は、県に対して、搜索の対象人員、搜索地域及び搜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊に搜索活動への応援要請を行うよう県に依頼するものとする。

(4) 搜索用機材の借用

搜索に必要とする資機材は、警察署、消防本部、消防団等が装備する資機材をそれぞれ使用するものとするが、資機材に不足が生じる場合は、建設業組合等を通じ建設業者の協力を得て、搜索に必要な車両その他器具を借用し実施するものとする。

(5) 搜索の期間

搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とするも、72時間（3日）以内に発見できるよう、関係機関の協力を得て全力で実施する。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りではない。

2 遺体の収容処置

(1) 遺体の収容

ア 市は、遺体安置所を確保・設置し、遺体を搬送・安置するとともに、県及び警察署と連携のうえ、検視(死体見分)・検案(医師による死因等の医学的検査)業務を行える体制を整備するものとする。

イ 遺体の搬送車、棺やドライアイス等必要な資機材が不足する場合は、広域的に在庫状況等を収集し確保するよう努めるものとともに、必要に応じて、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき、遺体の搬送や資機材等の提供にかかる協力を要請するものとする。

ウ 遺体の安置所は、寺院又は公共建築物等の適当な場所とする。なお、遺体安置

所の設置にあたっては、以下の項目を考慮するとともに、開設状況を県及び警察署に報告するものとする。

- (ア) 避難所、医療救護所とは別の場所とする。
- (イ) 可能な限り、水、通信及び交通手段を確保できる場所とする。
- (ウ) 検視・検案業務のほか、身元不明遺体収容所、身元確認のためのDNA鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所であるとともに、膨大な数になる可能性を考慮し選定するものとする。なお、遺体安置所に適当な場所がない場合は、天幕、幕張等の設備を設けるものとする。

エ 市は、県及び警察署と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等について、報道機関等を通じ住民に対する広報に努めるものとする。

(2) 遺体の検案・処置等

- ア 警察官は、収容された遺体について、関係法令等に基づき検視を行う。
- イ 市は、警察官の指示に基づき、日本赤十字社山形県支部及び山形県医師会、長井市西置賜郡医師会等の協力を得て、遺体の検案(医師による死因その他の医学的検査)を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

(3) 身元不明遺体の処置

- ア 身元不明の遺体について、市は、警察署その他関係機関に連絡し、その取扱いについて協議する。
- イ 市は、身元確認の結果として身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うものとし、被災地域以外に漂着した遺体(例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の市町村に漂着したような場合)で、身元が判明しない場合も行旅死亡人として取り扱うものとする。

3 遺体の埋葬

- (1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て速やかに遺体の埋葬を行う。
- (2) 市は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援するものとし、埋葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は、市が埋葬を行うものとする。
- (3) 死亡者が多数のため、通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、市は火葬許可手続き等の簡略化について、県を通じて厚生労働省と協議するものとする。
- (4) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給するものとする。

4 広域応援体制

市だけでは、遺体の捜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、市は、近隣市町村又は県

に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請するものとする。

第17節 交通の確保及び規制

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員や使用する資機材、被災者に対する生活物資等の迅速かつ効率的な輸送を確保するため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

1 交通状況の把握

(1) 道路状況の調査

ア 市は、災害発生後において、道路パトロール等により、速やかに市内の道路等の被害状況について調査するとともに、市が管理する道路について、緊急輸送道路を優先的に点検し、被災状況を把握するものとする。

イ 道路状況の調査は建設住宅班所属班員をもって行うものとする。

(2) 関係機関による道路状況等の把握

ア 災害が発生した場合において、道路管理者、JR、山形鉄道及び長井警察署は、直ちに管理又は管轄する区域の道路の損壊、不通箇所、交通安全施設、橋梁等の被害並びに車両等の放置による交通障害について調査を実施するものとする。

イ 建設住宅班長は、国または県の管理にかかる道路について、支障箇所を発見した時は、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路の有無、その被害状況等を県及び警察署に連絡するものとする。

ウ 鉄道事業者は、列車運転時に直接支障を及ぼす災害が発生した場合は直ちに列車の停止及び防護措置を行うものとする。また、線路、橋梁等の関係施設を調査し、発生の日時、場所、事由、規模等を関係機関に速やかに通報するものとする。

エ 各関係機関は、道路の交通状況を把握した場合は、相互に連絡を密にして情報交換を行うものとする。

(3) 道路状況の調査報告

ア 建設住宅班長は、市の管理する道路について支障箇所を発見した時、又は発見者等より通報があった時は、直ちにその路線名、箇所、拡大の有無、迂回路の有無、その被害状況等を本部長に報告するものとする。

イ 建設住宅班長は、併せて上記ア)の被害状況を置賜総合支庁建設部及び長井警察署に連絡するものとする。

(4) 迂回路の選定

市は、調査による被害状況に応じ長井警察署と協議し、適切な迂回路の選定を行うものとする。

2 交通規制

被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消防活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び避難者の安全を確保するため、速やかに被災地内での一般車両の交通を規制し、又

は被災地内への一般車両の流入を規制する。

(1) 実施責任者

市は、道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合、又は道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合には、市道にあっては交通規制をし、市道以外の場合は、道路管理者及び警察署等へ、密接な連携のもと交通規制を要請するものとする。

【交通規制等の実施責任者】

区分	実施責任者	範囲	根拠法令
交通規制	道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法第46条
	警察官	1 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資等の災害輸送等を確保するため必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 3 道路の損壊、火災発生の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合	災害対策基本法第76条の3 道路交通法第4条、5条、6条
措置命令	災害派遣を命じられた自衛官・消防職員	警察官がその場にはいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合(当該措置をとった場合には、長井警察署長に報告しなければならない)	災害対策基本法第76条の3 第3項、第4項

(2) 規制の表示

交通規制を実施した責任者は、関係機関と相互に緊密な連絡をとり、規制の標識を立てるものとし、規制の標識には次の事項を明示するものとする。

- ア 規制制限の対象
- イ 規制する区間
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由

(3) 迂回路の表示

規制を行った場合は、適切な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

(4) 交通規制の周知

交通規制については、本章第9節「広報活動」により、住民、運転者等に対し周知徹底を図るものとする。国、県、その他の機関より通報を受けた場合も、また同様である。

3 自動車運転者のとるべき措置

市は、大規模地震が発生したときの運転者のとるべき措置として、平常時から関係機関と連携して、次の事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 走行中のとき

ア できる限り安全な方法により車両を左側に停車させること。

イ 停車後は、カーラジオ等により災害に関する情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。止むを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

(2) 避難するときは、車両を使用しないこと。

4 道路交通の確保

(1) 市長は、他の道路管理者と連携し、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた迅速かつ的確な復旧を行うものとする。

(2) 路上における大きな障害物等の除去については、必要に応じ、他の道路管理者、警察署、消防本部、自衛隊や関係機関等と協力して、対応にあたるものとする。

(3) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合は、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、区間を指定して運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者等がいない場合や、道路の状況などから運転者には移動ができないと認められた場合は、自ら車両の移動等を行う。

(4) 災害の発生により市営バスの通常運行が不能となった場合は、乗客の安全輸送に配慮したうえで、迂回路等を利用して路線の一部変更を行うなど、できる限り運行を継続して乗客の利便を図るものとする。

5 緊急通行車両

交通規制が行われた場合は、財政班長は市有車両について次により直ちに緊急通行車両の確認手続きをとるものとする。

(1) 緊急通行車両とは、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転中の車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く)をいう。

(2) 市長は、知事又は公安委員会に対し緊急通行車両の申し出をし、車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。

第18節 緊急輸送

災害時における救急・救助、医療救護、消火活動等の応急活動及び災害応急復旧に要する資機材、物資、人員並びに被災者に対する水、食料及び生活物資等の供給等を迅速かつ効果的に展開するための対策について定める。

1 優先すべき輸送需要

応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は次のとおりとする。

(1) 緊急・救急・避難所支援・応急復旧初動期

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員・物資
- イ 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資
- ウ 被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者
- エ 食料、水等避難生活に必要な物資
- オ 傷病者及び被災者の被災地外への移送
- カ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等及び関連物資
- キ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資

(2) 復旧活動期

- ア 上記(1)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員・物資
- ウ 生活用品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

2 輸送の方法

(1) 車両輸送力の確保

災害輸送のための自動車輸送力の確保は、財政班長が行うものとし、概ね次の順位によって実施するものとする。

- ア 市有車両による輸送
- イ 応急災害対策実施機関所有車両による輸送
- ウ 公共的団体による輸送
- エ 民間団体協力による輸送
- オ その他、借り上げ車等による輸送

(2) 鉄道輸送力の確保

道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合等鉄道輸送が適切な場合は、鉄道機関(山形鉄道(株))に要請し、輸送力を確保するものとする。

(3) 航空輸送力の確保

緊急輸送手段として、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、本章第4節「自衛隊災害派遣要請」及び第5節「県消防防災ヘリコプターの活用」により派遣を県に要請するものとする。

ア ヘリコプター輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにするものとする。

- (ア) ヘリコプター使用の目的及びその状況
- (イ) 期間及び活動内容
- (ウ) 発着地点又は目標地点

イ ヘリコプター発着場所を定めておく。

(4) 人力による輸送の確保

人力による輸送に必要な労務の確保は、本章第19節「労働力の確保」による。

3 輸送力の配分

(1) 物資調達等災害応急対策の主務班長は、次に掲げる要件を明示し、財政班長に輸送力供給の要請を行うものとする。

- ア 輸送の種類及び輸送する物資等の内容
- イ 輸送区間、借り上げ期間
- ウ 輸送量又は車両の台数等
- エ 輸送を要する理由

(2) 市所有の車両で輸送力の確保が困難な場合、財政班長は自動車等車両の借り上げを実施するものとする。

(3) 財政班長は、要請により市所有車両等の保有状況等を考慮し、使用車両を決定するものとする。

(4) 物資調達等災害応急対策の主務班長は、財政班長より車両確保の通知を受けた場合は、これにより輸送を実施するものとする。

4 応援要請

市は、車両等の不足、又は借り上げの不可能等により輸送活動の実施が困難な場合は、本章第3節「広域応援体制」により、他市町村及び県に対し、輸送活動の実施又は車両等の確保についての応援を要請するものとする。

5 物資拠点の確保

市は、被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、物資拠点を確保し、拠点施設を開設した場合には関係機関等に対してその周知徹底を図るものとする。

(1) 地域内輸送拠点

市は、地域内輸送拠点として設置される置賜生涯学習プラザ、市民文化会館、野川まなび館等に運営責任者等を派遣し、直接搬入される支援物資や県の広域輸送物資拠点から届く物資等を集積するとともに避難所等へ送り出すものとする。

(2) 集積物資は、その受払いを明確にしておくものとし、配分の必要な地区に応じて、関係地区コミュニティセンター又は災害現地に輸送するものとする。

第19節 労働力の確保

災害により被害が生じ応急対策が急務となった場合において、災害応急対策の円滑化を図るため、災害応急対策に必要な労働力及び技術者の動員について定める。

1 ボランティアの協力

企画班長は、災害の程度、規模等によりボランティア等による応急対策に必要な要員を確保し、その組織を活用して、応急対策の実施に万全を期するものとする。

(1) ボランティアへの依頼

災害応急対策においてボランティアが必要とされる場合においては、次の団体に対し協力を依頼、要請するものとする。なお、市災害ボランティアセンターに結集したボランティアについては、本章第35節「自発的支援の受入」による。

- ア 日赤奉仕団
- イ 自主防災組織
- ウ 各地区
- エ 婦人会
- オ その他ボランティア団体

(2) ボランティアの受付等

ボランティアの協力活動については、企画班長が連絡調整を行うものとする。ただし、日赤奉仕団については福祉班長が、婦人会については教育班長が担当して、主務班長の要請に応じるものとする。

(3) ボランティアの奉仕範囲

ボランティアの活動内容は、主として次のとおりとするが、活動内容の選定については、ボランティアの意見を尊重して決定するものとする。

- ア 避難誘導の補助及び避難所の奉仕に関する事。
- イ 炊き出し及び給水の奉仕に関する事。
- ウ 救援物資支給の奉仕に関する事。
- エ 清掃及び防疫の奉仕に関する事。
- オ その他災害応急措置の応援に関する事。

2 労務者等の雇用

建設住宅班長は、災害応急対策を実施するために労務者の雇用を必要とする場合は、必要な労務確保条件(作業内容、労務の種別、就労期間、所要人員、集合場所等)を明示して、長井公共職業安定所(ハローワーク)を通じて行うものとする。ただし、緊急時には、建設業者など関係者へ依頼する等対応するものとする。

3 技術者等に対する従事命令

(1) 従事命令の執行

ア 市長は、災害応急対策を実施するための人員が雇い上げ等の方法によってもなお不足し、緊急の必要があると認められる場合は、現場にある者及びその近隣の住民に対し、従事命令を執行し、救助関係業務に従事させるものとする。

イ 従事命令の執行に関する業務は、建設住宅班長が担当するものとする。

ウ 技術者の確保が必要な場合は、市長は、知事に技術者派遣の要請を行うものとする。

エ 知事が技術者等の従事命令を市長に委任した場合は、以下の技術者について公用令書を用いて業務に従事させるものとする。なお、知事(市長に委任した場合も含む。)が発する以外の従事命令については公用令書を交付しない。

オ 従事者の実費弁償及び障害補償等は、「山形県災害救助法施行規則」に定めるところによる。

カ 従事活動を行う技術者

- (ア) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (イ) 保健師、助産師又は看護師
- (ウ) 土木技術者又は建築技術者
- (エ) 大工、左官、とび職
- (オ) 土木業者、建築業者及びその従事者
- (カ) 自動車運送業者及びその従事者

(2) 協力命令の執行

市長は、知事による委任を受けた場合は、救助を要する者及びその近隣の住民に対して協力命令を執行し、救助関係業務に従事させることができる。手続きは、従事命令と同様である。

(3) 命令の種類と執行者

防災関係機関の従事命令等の種類と執行者は、次のとおりである。

対象作業	種類	根拠法律	執行者
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条	知事
	協力命令	災害救助法第8条	知事
災害応急対策作業 (災害救助法に基づく救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法 第71条第1項、第2項	知事 市長(委任を受けた場合のみ)
	協力命令	災害対策基本法 第71条第1項、第2項	知事 市長(委任を受けた場合のみ)
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 第65条第1項	市長
	従事命令	災害対策基本法 第65条第2項	警察官

対象作業	種類	根拠法律	執行者
	措置命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条 河川法第22条	水防管理者、水防団長、消防機関の長
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	自衛隊法第94条第1項	自衛官(災害派遣の際その場に警察官がない場合のみ)

(4) 命令対象者

命令等の種別による対象者は、次のとおりである。

命令区分	作業対象	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令	災害応急対策及び救助作業	ア 医師、歯科医師又は薬剤師 イ 保健師、助産師又は看護師 ウ 土木技術者又は建築技術者 エ 大工、左官、とび職 オ 土木業者、建築業者及びその従事者 カ 自動車運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令	災害応急対策並びに救助作業	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官の従事命令	災害応急対策全般	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の措置命令	災害応急対策全般	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令	消防作業	火災現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令	水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第20節 ライフライン施設の応急対策

上下水道、電力、ガス、電話等のライフラインは、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害によりこれらの施設や設備が被害を受けた場合においても、応急工事等により、円滑な供給を実施できるよう、その対策について定める。

1 上水道施設対策

水道班長は、地震等の災害発生時における飲料水の確保及び応急給水を行うとともに、水道施設の応急復旧対策の実施に万全を期するものとする。

(1) 被害状況の把握

災害により水道施設に被害が発生し、給水が不能となった場合は、職員を派遣し被害状況の把握に努める。

(2) 応急復旧計画の策定

被害状況を迅速に把握し、応急復旧に必要な人員体制及び資機材の調達、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定め、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

(3) 施設の応急復旧

応急復旧計画に基づき、優先順位を明確にし、衛生対策等に十分配慮して関係機関との連絡調整を図りながら可能な限り速やかに応急復旧を行う。

ア 応急復旧範囲の設定

市による応急復旧は、原則として配水管までとし、以降の給水装置の復旧は所有者に委ねるものとする。

イ 復旧作業の手順

原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先とし、次に送水管、配水管の順に作業を進めるものとする。

ウ 優先する施設

医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の復旧作業を優先的に行うものとする。

エ 応急復旧資機材の確保

市が確保している応急復旧用資機材では不十分な場合は、速やかに他市町村及び関係機関・団体等の支援を受け、応急復旧資機材を調達、確保するものとする。

オ 応急復旧後の衛生確保

復旧後の通水に当たっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう消毒を強化するものとする。

(4) 支援要請

市は、応急復旧活動の実施が困難な場合には、他市町村、又は県に対し工事の実施、又はこれに要する資機材、要員の確保について応援を要請するものとする。

(5) 住民への広報

市は、住民に対し、災害発生直後における断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について、本章第9節「広報活動」により広報し、住民の不安の解消に努めるものとする。また、長期的かつ広域的な復旧計画等の情報については、市報やホームページ、報道機関を通して広報するものとする。

2 下水道施設対策

水道班長は、下水道施設が被災したときには、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講ずるものとする。

(1) 被害状況の把握

災害発生から復旧に至る各段階に応じて、被災状況を調査する。

ア 第1段階(緊急点検、緊急調査)

処理場及びポンプ場について、被害の概要を調査把握し、大きな機能障害や人的な被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠については、主に地表からの目視により、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、下水道本来の機能よりも道路など他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

イ 第2段階(応急調査)

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

ウ 第3段階(本復旧のための調査)

管渠について、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

(2) 応急対策の実施

調査結果をもとに、下水道施設の構造的・機能的な被害の程度又は他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行う。応急復旧は、本復旧までの間一時的に処理及び排除機能を確保することを目的に行う。

① 処理場及びポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び固形塩素剤による消毒機能の回復等を行う。

② 管渠については、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫及び臨時的管路施設の設置等を行う。

(3) 復旧対策の実施

処理場及びポンプ場の本復旧は本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、管路の本復旧も管路施設原形に回復することを目的とする。

(4) 資機材等の確保

資機材が不足する場合は、県に要請し、備蓄の提供若しくはその他関係業者等からの調達の協力を求めるものとする。

(5) 住民への広報

ア 市は、住民に対し、災害発生直後の被害状況や応急対策の進捗状況等について、本章第9節「広報活動」により広報するものとする。また、長期的かつ広域的な復旧計画等の情報については、市報やホームページ、報道機関を通して広報するものとする。

イ 下水道施設の汚水排除機能の停止、処理場の処理機能の低下により、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂などの使用を極力避けるよう、住民に対し協力を求めるよう、広報活動により周知を図るものとする。

3 ガス施設対策

市は、二次災害の防止と被災状況の復旧について、(一社)山形県LPガス協会が実施する災害応急対策及び復旧対策に協力するものとする。

【(一社)山形県LPガス協会】

災害が発生した場合は、迅速かつ的確に次の対策を講じるものとする。

- (1) 二次災害防止のための緊急措置と応急措置の実施
- (2) 応急供給の実施
- (3) 被害状況及び復旧状況の確認調査と報告
- (4) 緊急資機材の受入れ及び応援隊の受入れ調整
- (5) 二次災害防止のための広報活動

4 電力供給施設対策

市は、電力供給施設の被害を早期に復旧するために一般送配電事業者(東北電力ネットワーク(株))が実施する災害応急対策及び復旧対策に協力するものとする。

【東北電力ネットワーク(株)】

(1) 活動体制の確立

災害が発生した場合は防災体制に入ること発令し、速やかに災害対策組織を設置し、迅速かつ適切な応急活動を実施する。

(2) 被災状況の把握及び広報

ア 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、関係機関へ連絡する。また、必要に応じて、県又は市町村の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

イ 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、インターネット・テレビ・ラジオや新聞等の媒

体により広報活動を行う。

(3) 応急対策

ア 復旧資材の確保

災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達に必要な資材は、可及的速やかに確保する。

イ 危険予防措置

電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、県、市町村、警察及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

ウ 復旧対策

電力設備ごとに被害状況を把握し、早急に復旧計画を立てる。

5 電気通信施設の応急対策

災害発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために、市は、電気通信事業者(NTT東日本(株)山形支店)が実施する災害応急対策及び復旧対策に協力するものとする。

【NTT東日本(株)山形支店】

(1) 応急対策

ア 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔装置

電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握するとともに、通信を確保するため、遠隔切替制御、通信規制及び音声案内などの措置を行う。

イ 災害時組織体制の確立

災害が発生し又は発生するおそれのある場合は、組織の体制を確立し迅速かつ適切な応急活動を実施する。

ウ 被災状況の把握

被災の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

エ 災害時広報活動

災害に伴い電気通信サービスに支障を生じた場合は、次の事項について支店、営業所前掲示及び広報車により地域の利用者へ広報するとともに、報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ放送及び新聞掲載等により広域的な広報活動を行う。

(ア) 被害状況及び復旧の見込み

(イ) 特設公衆電話設置状況

(ウ) 災害用伝言ダイヤル(171)運用開始

(エ) 利用者に対する協力要請事項

(オ) その他必要な事項

(2) 復旧対策

被災した電気通信設備等を早急に復旧するため、応急用資機材等の仮設や災害対策用通信機器の設置を行う。

第21節 土砂災害防止施設の応急対策

治山、砂防等の管理者は、地震により被災した土砂災害防止施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るため、関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1 地震発生時の対応

(1) 点検と巡視

土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、震度4以上を観測する地震が発生した場合は、必要に応じて防災関係機関と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

(2) 異常を発見した場合の措置

各施設の管理者は、点検、巡視により施設の異常や被災を確認した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するとともに、次により住民の安全確保のための措置を実施するものとする。

ア 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。

イ 施設の被災等により住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、住民に対する適切な避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

2 被害の拡大防止措置

各施設の管理者は、現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合は、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、施設の機能回復に努めるものとする。

(1) 二次災害の予防

地震は、本震ののち余震がしばらく続くことが多いため、余震情報に配慮して応急対策等を進めるものとする。また、地震動により地盤が緩んだ場合は、雨による崖崩れや地すべり等が発生しやすくなっているため、特に大雨注意報や警報に注意して応急対策を進めるものとする。

ア 危険箇所の応急対策

各施設の管理者は、地震に伴って発生する地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難を勧告するとともに、必要な応急対策を実施するものとする。

イ 監視の継続

地震直後のみならず、発生以後に新たな土砂崩壊が発生することもあるため、

各施設の管理者は関係機関と連携して、地震発生後の監視を一定期間継続するほか、住民に注意を呼びかけるとともに、避難場所や避難経路等を周知徹底するものとする。

(2) 施設の応急措置

ア 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

イ 地すべり防止施設

地震により地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して、地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて、避難のための立ち退きの指示を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。

エ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、その程度に応じて、巡回パトロールや河川の濁りの変化及び水量変化を観測する等の監視を行う。

3 被災施設の応急復旧

施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の確保等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施するものとする。

第22節 河川施設の応急対策

河川等の管理者は、震災時は施設の損壊箇所の機能回復を図るための応急体制をとるとともに、関係機関の緊密な連携の下、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1 地震発生時の対応

(1) 点検と巡視

施設の管理者は、震度4以上の地震が発生した場合、直ちに巡回等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所の緊急点検を実施し、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立するものとする。

(2) 異常を発見した場合の措置

施設の管理者は、点検、巡視により施設の異常や被災を確認した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するとともに、次により住民の安全確保のための措置を実施するものとする。

ア 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。

イ 施設の被災等により住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、住民に対する適切な避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

2 被害の拡大防止措置

施設の管理者は、点検、巡視によって施設の異常や被災が確認された場合は、その危険度を調査し関係機関と密接な連携のもと、次により応急措置を実施するものとする。

(1) 河川管理施設

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、その後の出水で破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、資材や施工規模を考慮し、適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域での浸水対策

低標高地域では、浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため、立ち入

り禁止等の必要な措置を実施する。

エ 危険物、油流出等の事故対策

地震により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民に周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

オ その他河川管理に関する事項の調整

震災直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整に時間を要することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

3 被災施設の応急復旧

施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の確保等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施するものとする。

第23節 農地・農業用施設の応急対策

震災時においては、農地及び農道、農業用ダム、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設の被災が予想されることから、施設の管理者は、地震により被災した施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るため、関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1 被災状況の把握

市は、関係団体等と連携のうえ、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、県及び防災関係機関に報告するものとする。

2 応急対策の実施

(1) 市は、農地及び農業用施設の被害が拡大する恐れがあり緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施し、また関係団体等に対し応急措置の指導を行うものとする。

(2) 各施設管理者は、関係機関と連携を図り被害状況に応じた所要の体制を整備し、災害被害を拡大させないように、次により応急対策を実施するものとする。

ア 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、市、県、警察等の関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずるものとする。

イ 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、原因箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行うものとする。

ウ 施設管理者は、本震後の余震や被災後の降雨等による土砂災害の発生及び主要な構造物や建築物の被害が拡大するおそれがある場合は点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を行い、不安定土砂の除去や仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事を行うとともに、適切な警戒避難体制をとるものとする。

エ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずるものとする。

3 被災施設の応急復旧

施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の確保等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施するものとする。

第24節 農林業災害の応急対策

災害による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜被害、飼養施設の損壊等に対応するため、市が実施する災害応急対策について定める。

1 被害状況の把握

市は、関係農林業団体等と連携のうえ、農作物・農林業用施設及び家畜・家畜飼養施設被害の状況を把握し、県及び防災関係機関に報告するものとする。

2 二次災害防止措置

市は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

(1) 農作物及び農業用施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(3) 林産物及び林産施設

森林組合等に対し、林産施設の倒壊防止措置並びに林業用燃料、電気及びガス等の漏出防止措置を講ずるよう指導又は指示を行う。

3 災害応急対策

(1) 農作物及び農業用施設

市は、農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。また、被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬及び種苗等の供給・確保について、関係団体に協力を要請する。

ア 農作物の病虫害発生予防措置

イ 病虫害発生予防等薬剤の円滑な供給

ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給

エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導

オ 種苗の供給体制の確保

(2) 家畜及び家畜飼養施設

市は、農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請等を行う。

ア 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分

(ア) 家畜死体の受け入れ体制の確保

(イ) 家畜死体の埋却許可

- (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査
- (エ) 家畜廃用認定
- (オ) 家畜緊急輸送車両の確保
- イ 家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
 - (ア) 家畜飼養農家に対する指導
 - (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒
 - (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保
- ウ 動物用医薬品及び器材の円滑な供給
- エ 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給
- (3) 林産物及び林産施設
 - ア 市は、森林組合等と連携し、林産物(林地)及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導を行う。
 - (ア) 林産地に地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等その拡大を防止する措置
 - (イ) 苗木、立木及び林産物等の病虫害発生予防措置
 - (ウ) 病虫害発生予防用薬剤の円滑な供給
 - (エ) 応急対策用資機材の円滑な導入
 - (オ) 林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導
 - イ 林産施設の被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用資機材等の供給・確保及び火災の拡大防止等について関係機関に対し協力を要請する。

第25節 応急給水

地震による災害のため、被災地において飲料水等が枯渇し又は汚染した場合、被災者の生命維持及び人身安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活水の確保について、最低限必要な量の給水を行い、被災者の保護を図るものとする。

1 飲料水の確保

(1) 水源の確保

災害により水源地、水道施設が被災し、住民に対しての給水が困難となった場合は、送水施設の調整を行いながら給水するものとするが、その他の代替水源は次により確保する。

- ア 浄水場の貯留水及び配水池の水
- イ 被災地以外の井戸水
- ウ 建築物受水槽の水
- エ 防火水槽、プール等の水

(2) 水源の水質検査及び保全

確保した水源の水が飲料水に適しているかどうか、置賜保健所等の協力を得て検査し、必要に応じて滅菌し給水するものとする。

2 応急給水の実施

水道班長は、災害が発生し、住民に応急給水を実施する必要があると認めた場合、給水を実施し、また応急給水活動実施のため、給水用資機材等の派遣等について必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断するものとする。

- ア 被災者や避難所の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設及び要配慮者利用施設等の状況
- ウ 通水状況
- エ 飲料水の汚染状況

(2) 給水方法

被災地の状況に応じ、拠点給水、運搬給水及び仮設給水等を効率的に組み合わせて給水するものとする。

ア 拠点給水

配水池、貯水槽及び避難所に給水装置を設置して給水を行う。また、緊急代替水源等には、浄水機等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。

イ 運搬給水

給水車、給水タンク及びポリタンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し給水する。

ウ 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。また、状況に応じて給水栓を増減させる。

エ 備蓄飲料水の供与

備蓄飲料水を避難所等において配布する。

(3) 給水基準

ア 給水量

被災地における最低給水量は、1人1日20リットルを目安とするが、状況に応じて給水量を増減する。なお、被災直後は、生命を維持するために必要な水量である1人1日3リットルとする。

イ 給水期間

応急給水期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない。

(4) 給水順位

給水順位は、医療施設、福祉施設、老人施設、避難所、給食施設等緊急性の高い施設、並びに被災地域住民の順とする。

3 応援要請

本市のみでの応急給水の実施が困難な場合は、「水道施設の災害に伴う相互応援計画」に基づき対処するものとし、必要に応じて他市町村又は県へ給水の実施、又はこれに要する要員及び給水資機材についての応援を要請するものとする。

4 給水等の広報

応急給水の広報は、次の方法により、断水等の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水への衛生対策等について行うものとする。

(1) 広報車

(2) 地区及び自主防災組織による口頭伝達

(3) 掲示板、市ホームページ、広報紙、地区内回覧

5 要配慮者等に対する配慮

要配慮者への給水にあたっては、地域住民やボランティアの協力を得るなどにより、優先的な応急給水ができるよう配慮するとともに、中高層住宅の利用者への給水にあたっては、住民相互の協力を得るなどにより、円滑な応急給水を実施するものとする。

第26節 食料の供給

災害により食料を確保することが困難となった場合において実施する災害応急対策について定める。

1 食料の調達

(1) 食料調達の担当

災害時における食料の調達については、農林班長が主管するものとする。

(2) 調達する主な食料品

市は、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

ア 弁当、米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン

イ 乳幼児ミルク、牛乳

ウ 副食品(缶詰・漬物・佃煮・野菜)、調味料(味噌・醤油・塩・砂糖)

(3) 物資拠点（地域内輸送拠点）の開設

必要に応じて物資拠点（地域内輸送拠点）を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。

(4) 食料調達の方法

ア 農林班長は、市内の農業協同組合、小売業者との連絡を密にし、必要が生じた場合は速やかに調達を実施するものとする。

イ パン類、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、副食品、乳幼児ミルク等については、製造・流通業者と平常時から連絡を緊密にして、必要が生じた場合は速やかに調達を実施するものとする。

ウ 生活クラブやまがた生活協同組合と締結した、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づき、物資の供給にかかる協力を要請するものとする。

2 食料の給与

(1) 食料給与の担当

災害時における食料の給与については、農林班長が主管するものとする。

(2) 食料給与対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害等により炊事ができない者

ウ 食料品を喪失し、給与の必要があると認められる者

エ 被災地の災害応急対策に従事する者

オ 市内旅行者及び一時滞在者等で、市長が特に必要と認めた者

カ 他の被災地より避難した被災証明書等を有する者

(3) 食料給与の方法

ア 配布

調達した食料の輸送方法、集積場所は、本章第18節「緊急輸送」によるものし、食料品は各避難所等で配布するものとする。

イ 食料の配分

被災住民の食料配分にあたっては、次の事項に留意するものとする。

(ア) 避難所等における食料の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

(イ) 住民への事前周知等による公平な配分

(ウ) 要配慮者への優先配分

ウ 給与基準及び供給数量

供給数量は、1人当たりの給与基準に応じて、受配者及び供給の日数に相当する数量とする。

【1人当たりの給与基準の目安】

品 目	量		
米穀(炊き出し)	1食当たり	小学生未満	1人100g
	1食当たり	小学生以上	1人200g
パン、即席麺類	1食当たり	1包	
粉ミルク	1日当たり	2歳以下	1人200g
副食品(缶詰)	1食当たり	小学生未満	1人半缶程度
	1食当たり	小学生以上	1人1缶程度
〃(肉、魚、野菜)	適量		
調味料	適量		

エ 給与期間

給与の実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りでない。

3 炊き出しの実施

- (1) 炊き出しは、原則として避難所又は災害現場等に近い調理室等を有する市内小中学校又はコミュニティセンター等を利用して行うものとし、この他、状況に応じ学校給食施設へ依頼するものとする。
- (2) 炊き出しは、福祉班長が、赤十字奉仕団、各地区、自主防災組織、婦人団体等のボランティアの協力により実施するものとする。
- (3) 福祉班長は、炊き出しを開始した場合、健康班長と連絡のうえ、炊き出しの状況(場所及び場所別給与人員)を県に報告し、食品衛生について指導をあおぐものとする。
- (4) 炊き出しの実施場所には福祉班の班員が立ち会い、その実施に関して指導を行うとともに、次の帳簿並びに書類を整備保存しておくものとする。

- ア 炊き出し実施記録日計表
- イ 炊き出し給与状況簿
- ウ 物資受払状況簿
- エ 炊き出し用物品借用簿
- オ 炊き出しその他による食料給与のための食料購入代金等の支払証拠書類
- カ 炊き出し協力者及び奉仕者名簿

(5) 炊き出しの実施期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要と認められる場合はこの限りではない。

4 炊き出しへの応援要請

(1) 被害が甚大で、市及び市内の関係期間や関係団体による炊き出し等の実施が対応しきれない場合は、山形縣市町村広域応援協定並びに、本章第3節「広域応援体制」、本章第4節「自衛隊災害派遣要請」に基づき、応援要請を行うものとする。

(2) 応援要請する場合は、次の事項を明示のうえ要請するものとする。

ア 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項

イ 炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

(3) 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、市は県に対して必要な食料の供給応援要請を行うものとする。

5 国によるプッシュ型支援

国は、市において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。(プッシュ型支援)

市は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

第27節 生活必需品の給与

災害により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、市が生活必需品等の物資を確保し、供給を行うための対策について定める。

1 生活必需品の供給方法

商工班長は、住宅に被害を受けて日常生活に欠くことのできない被服寝具その他生活必需品を喪失またはき損し、これらの家財道具を直ちに入手できない状態を把握した場合は、被害状況に基づき救助物資購入計画を定め、世帯構成人員に応じた必要な生活必需品を調達し、供給するものとする。

(1) 生活必需品供給の基準

ア 供給の対象者

- (ア) 災害により住家に被害を受けた者(半壊、半焼に満たないもの及び床下浸水は対象としない。)
- (イ) 被服寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (ウ) 被服寝具その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

イ 供給品目

- (ア) 寝具(毛布、布団等)
- (イ) 被服(肌着等)
- (ウ) 炊事用具(鍋、炊飯器、包丁等)
- (エ) 食器(茶碗、皿、はし等)
- (オ) 保育用品(ほ乳瓶、紙おむつ等)
- (カ) 光熱用品(マッチ、ローソク、懐中電灯、電池等)
- (キ) 日用品(石けん、タオル、ちり紙、生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉等)
- (ク) 暖房器具

ウ 供給期間

生活必需品の供給期間は災害発生の日から10日以内(最終的に物資が災者の手に渡るまでの期間)とする。ただし、必要と認められる場合はこの限りではない。

2 調達の方法

- (1) 生活必需品の調達は、原則として市内調達及び災害時食料品等の供給協定先からの調達とする。ただし、被災状況等により、市において十分な量が確保できない場合は、県又は他の市町村に調達、供給を依頼し調達するものとする。なお、発災からの時間的経過により必要な物資が異なるため、ニーズ及び不足している物資を把握し、必要とされる物資の調達に留意すること。

- (2) 物資拠点(地域内輸送拠点)の開設

必要に応じて物資拠点（地域内輸送拠点）を速やかに開設し、生活必需品等物資の輸送体制を確保する。

3 配布の方法

(1) 集積場所及び配布場所

調達した生活必需品等の輸送方法、集積場所は、本章第18節「緊急輸送」によるものとし、各避難所等で配布するものとする。

(2) 保管

生活必需品等の保管は厳重に行い、必要によって警備員を配置するものとする。

(3) 配布手続き

生活必需品等の配分にあたっては、次の事項に留意するものとし、配布にあたっては、ボランティア等の協力を得て、公平かつ円滑に配布するものとする。

- ア 避難所等における物資の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- イ 住民への事前周知等による公平な配分
- ウ 要配慮者への優先配分
- エ 避難所で生活せず生活必需品を受け取りに来ている被災者等への配分

4 物資確保への応援要請

(1) 市は、被害が甚大なため物資の確保を自らのみで対応しきれない場合は、山形県市町村広域応援協定並びに、本章第3節「広域応援体制」に基づき、応援要請を行うものとする。

(2) 応援要請する場合は、次の事項を明示のうえ要請するものとする。

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項

(3) 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、市は県に対して必要な物資等の供給応援要請を行うものとする。

5 国によるプッシュ型支援

国は、市において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な物資の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送を開始する。（プッシュ型支援）

市は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

第28節 防疫・保健衛生対策

災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つため、市が実施する防疫、食品衛生及び精神保健の対策について定める。

1 活動体制の確立

健康班長は、市民班と連携のもと、置賜保健所等の関係機関の協力を得て、以下の防疫活動及び保健衛生対策を実施するものとする。

2 被災状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、市は以下の事項について被災状況を把握するものとする。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫用資器材取扱店等の被害状況
- (5) 特定給食施設の被害状況
- (6) 食品及び食品関連施設の被害状況

3 防疫活動

(1) 防疫活動の実施体制

健康班長は、防疫活動の実施にあたっては、置賜保健所及び長井市西置賜郡医師会と緊密な連絡と協力のもと、本部内に防疫班を組織するものとする。

(2) 感染症発生予防対策

市は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染予防対策を実施する。

ア パンフレット等を利用して、飲み水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、トイレ、家の周りの清掃や消毒方法を指導する。

イ 道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に清掃を実施する。なお、清掃の実施にあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

ウ 浸水家屋に対しては消毒薬剤を地区等を通じて配布するものとする。ただし、防疫上緊急を要する場合は、浸水家屋各戸に直接薬剤散布を行うものとする。

(3) 疫学検査・健康診断の実施

置賜保健所は、感染症を早期に発見し、まん延を防止するため、必要に応じ疫学検査及び健康診断を実施するものとする。

(4) 感染症発生時の対策

ア 被災地において感染症患者又は無症状病原体保有者(以下「感染症患者等」という。)が発生した場合、市は直ちに置賜保健所に報告し、その指示に従う。

イ 置賜保健所は、感染症患者等の指定医療機関への入院勧告又は入院措置を行い、緊急その他やむを得ない理由があるときは、病院又は診療所で適当と認める施設への入院勧告又は入院措置を行う。

ウ 置賜保健所は、感染症患者等の接触者に対し、疫学検査や検便等の健康診断を実施する。

エ 市は、県の指示のもと、感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具、その他の物件等の消毒等を行うものとする。

オ 県は、疫病のまん延防止に必要があるときは、対象者及び期日を指定して臨時予防接種を行うものとし、市が実施することが特に必要と認めるときは市長にこれを指示する。

4 食品衛生対策

市は、被災地における食品の衛生確保を図るため、災害の状況に応じて、井戸水等の水質検査や炊き出し施設、食品関係営業施設の監視、指導を行う食品衛生班の派遣を置賜保健所に要請するものとする。

5 栄養指導対策

市は、置賜保健所の協力を得て、定期的に避難所、炊き出し現場、給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施するものとする。

6 保健衛生対策

市は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態や多様なニーズを十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、こども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。

(1) 健康相談・保健指導

市は、置賜保健所と連携し、保健師を中心とした巡回班を編成し、避難所、被災地区、仮設住宅を巡回し、健康相談や保健指導を行うものとする。巡回健康相談にあたっては、関係機関と連携を図り、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施するものとする。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等の要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等への保健指導

ウ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導

- エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- オ 不安除去等メンタルヘルスへの対応
- カ 口腔保健指導
- キ 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

(2) 避難所等生活環境の整備

市は、避難所、仮設住宅等における被災者の状況を把握し、その生活環境について必要な指導・助言及び必要な措置を行うものとする。

- ア 食生活の状況(食中毒の予防)
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気等の環境
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、トイレ(仮設トイレを含む)等の清潔
- キ プライバシーの保護

7 防疫及び保健衛生用資器材の調達

市は、防疫及び保健衛生用資器材が不足する場合は、置賜保健所に確保を要請するものとする。置賜保健所は、管内市町で資器材を賄うことができない場合は、県に確保を要請する。

8 精神保健相談(メンタルヘルス)

避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスカケアを実施する。また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安による精神的不調を引き起こすことが想定されるため、長期的なメンタルヘルスカケアを視野に入れるものとする。

9 被災動物対策

市は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し、県に対して支援要請を行うものとする。

第29節 廃棄物の処理対策

災害に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、市が実施する廃棄物処理対策について定める。

1 災害廃棄物処理計画

市は、国が定める「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の存り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

2 廃棄物処理の実施体制

市民班長は、関係機関の協力を得て、被災地における廃棄物等の応急処理を実施するものとする。

3 災害廃棄物の処理

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるとともに、平時の処理能力について把握し、災害時における廃棄物処理の多重性や代替性の確保を図るものとする。この際、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるものとするとともに広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

市は、次により災害廃棄物処理を実施するものとする。

- (1) 発生した災害廃棄物の種類、性状（腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物の処理計画に基づき、仮置場、最終処分場を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。
- (2) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。
- (3) 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。
- (4) 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が市の指定する収集場所に搬入するものとする。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、市がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺

住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。

- (5) 災害廃棄物の処理に長時間を要する場合があることから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行う。なお、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておくものとする。
- (6) 災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等や地元の建設業協会及び山形県産業資源循環協会等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。
- (7) ごみ処理施設について、耐震性の確保を図るとともに、被災した場合の対処として、処理系統の多重化や補修等に必要な資機材の備蓄を行うものとする。ごみ処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。
- (8) 特定の大規模災害が発生した場合、災害対策基本法に基づく廃棄物処理特例地域内の市長は、災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を市に代わって国が行うよう、要請する。
- (9) 災害廃棄物処理に当たっては、関係機関と緊密に連携し、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

4 ごみ処理

市は、置賜広域行政事務組合の協力を得て、次によりごみ処理を実施する。

- (1) 避難所等の避難人員及び場所を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。
- (2) 廃棄物処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。
- (3) 避難者の生活に支障を生ずることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。
- (4) 生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分な配慮を行う。
- (5) 生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合及びごみ

焼却施設又は最終処分場の処理能力を超える場合には、他の市町村及び一部事務組合に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

5 し尿処理

市は、置賜広域行政事務組合の協力を得て、次によりし尿処理を実施する。

- (1) 避難所等の避難人員及び設置場所を速やかに確認し、避難所等におけるし尿の排出量を推計する。
- (2) し尿処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。
- (3) 上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。また、仮設（簡易）トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。
- (4) くみ取り便槽及び浄化槽の被害状況の把握に努め、し尿のくみ取りや清掃等必要な措置を行う。
- (5) 必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。
- (6) し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合、及びし尿処理施設の処理能力を超える場合には、他の市町村、一部事務組合及び山形県環境整備事業協同組合等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

6 ごみ、し尿処理施設運搬車両

別途、資料編「一般廃棄物収集運搬許可車両数一覧」に記載するものとする。

7 農業集落排水処理区域の排水及びし尿処理

(1) 使用制限

災害により農業集落排水施設又は排水処理場に被害が生じたときは、使用者に対し、その使用の制限を要請し、必要な場合は共同仮設トイレ等を設置する。

(2) 排水施設、排水処理場

災害により排水施設、排水処理場に被害が生じたときは、早急に被害状況を調査し、関係業者と密接な連携をとりながら応急的な措置を講ずる。

8 死亡獣畜の処理方法

災害時において死亡獣畜の処理を必要とする場合は、原則として保健所と協議のうえ、死亡獣畜取扱場に搬送し処理するものとする。処理できない場合は、環境衛生に支障のない場所で埋却又は焼却する。

第30節 障害物の除去対策

災害により、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ、それを除去する以外に居住の方法がない者の保護を図るとともに、道路上の土砂、立木等の障害物を除去し、交通路を確保するための応急対策について定める。

1 障害物除去の実施体制

住家の障害物、道路及び河川の障害物の除去については建設住宅班長が管理関係機関等と協力して、次により実施するものとする。

2 住家の障害物除去

住家の障害物の除去については、災害救助法の適用基準に準じて市が実施するものとし、除去の基準は次のとおりとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、県の補助機関として実施するものとする。

(1) 住家の障害物除去の対象基準

住家が半壊又は床上浸水したもので(山崩れのような場合で家屋が半壊にならないが、土砂等が堆積され、家の出入りが不可能な場合を含む。)日常生活に欠くことのできない場所(居室、炊事場、トイレ等)に運び込まれた障害物のため、当面の生活が営み得ない状態にあり、自らの資力では障害物の除去ができないものであること。例えば、以下のような者である。

- ア 生活保護法の被保護者及び要保護者
- イ 特別の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者又は身体障がい者、勤労者、小企業者
- ウ 上記のア及びイに準ずる経済的弱者

(2) 障害物除去の方法

- ア 建設住宅班長は、除去を要する場合、消防団及びボランティアの協力を得て実施するものとする。
- イ 現物給付をもって行い、最小限度の日常生活が営まれる状態にするものとする。
なお、現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ、その他機械器具等の材料を現物で支給するものではなく、人夫、技術者を動員して障害物の除去を実施することである。

(3) 障害物除去の要員及び資機材の確保

障害物の除去に必要な要員、機械等の確保については、現に保有する機械等を使用し、人員、機械等に不足が生じた場合には、市建設住宅班が市内の業者から障害物除去要員や建設機械の確保を行うものとする。

(4) 除去の実施期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、特に必要と認められる場合はこの限り

ではない。

(5) 除去した障害物の集積場所

除去した障害物の集積場所については、災害の状況に応じ、公共用地、その他遊休地で交通並びに市民生活の支障とならない場所で、適正な場所を選定して定めるものとする。

3 道路及び河川の障害物除去

道路及び河川の障害物の除去は、道路、河川の管理者がそれぞれ行うものとする。

(1) 道路障害物除去の優先順位

- ア 地域住民の生命の安全を確保するため重要な道路
- イ 災害の拡大防止上重要な道路
- ウ 緊急輸送を行う重要な道路
- エ その他応急対策活動上重要な道路

(2) 河川障害物除去の優先順位

- ア 地域住民の生命の安全確保
- イ 災害の拡大防止
- ウ 二次災害の防止

(3) 障害物除去の要員及び資機材の確保

道路及び河川障害物の除去に必要な要員、機械等の確保については、現に保有する機械等を使用し、人員、機械等に不足が生じた場合には、市建設住宅班が市内の業者から障害物除去要員や建設機械の確保を行い、国、県の道路及び河川管理者と連絡を密にして障害物を市有地等の交通並びに住民生活に支障のない一時集積場所に輸送し、処理の方法を策定し、障害物の除去を実施するものとする。

(4) 応援要請

- ア 市は、自らの能力によって障害物を除去することが困難な場合は、近隣市町村及び県に対し、障害物の除去に要する要員及び資機材等について応援を要請するものとする。
- イ 市は、災害が激甚であり、上記アをもってしても処理不可能と認められる場合は、本章第4節「自衛隊災害派遣要請」に基づき、県を通じて自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

第31節 文教対策

災害発生時における児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るため実施する災害応急対策について定める。

1 学校の動員体制

(1) 在校時

学校長は、災害の規模、被害程度を判断の上、災害対策体制の整備を図るものとする。

(2) 在校時外

学校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、災害の規模等によりただちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。

2 学校の応急対策

(1) 児童・生徒等の安全確保

ア 在校時の措置

(ア) 地震等の災害発生後においては、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所へ避難させる。児童・生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

(イ) 火災が発生した場合及び重症者、生埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防本部及び警察署に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・搜索活動を行う。

イ 登下校時の措置

登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防本部及び警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

ウ 勤務時間外の措置

学校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等であらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保した上で、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

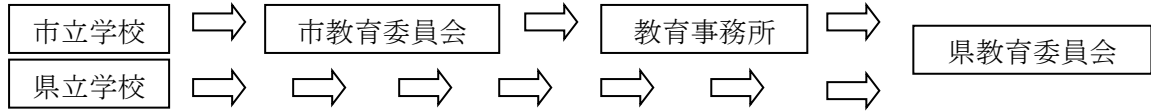
エ 下校及び休校の措置

児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、学校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえで、児童・生徒等を速やかに下校させる。幼稚園、小学校及び特別支援学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関す

る情報を提供し、児童・生徒等を引き渡さず、保護者とともに安全が確保される学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。また、児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

(2) 被害状況の報告

学校長は、児童・生徒及び職員の負傷状況並びに施設、設備の被害状況を調査し、次の連絡経路により速やかに報告するものとする。



(3) 施設の応急措置

教育班長は、施設の破損箇所を速やかに応急修理し、また危険箇所については、立ち入り禁止等の措置を講ずるものとする。

3 応急教育の実施

(1) 学校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講ずるものとする。

- ア 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施
- イ 校区の通学路や交通手段等の確保
- ウ 児童・生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導

(2) 市教育委員会等は、被災状況により次の措置を講ずるものとする。

- ア 適切な教育施設の確保(現施設の使用が困難なとき)
 - 例 コミュニティセンター、公民館、体育館等、応急仮設校舎の建設
- イ 授業料の免除や奨学金制度の活用
- ウ 災害発生時における児童・生徒等の転校手続き等の弾力的運用
- エ 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

- (ア) 複式授業の実施
- (イ) 昼夜二部授業の実施
- (ウ) 近隣県及び市町村等に対する人的支援の要請
- (エ) 非常勤講師又は臨時講師の発令
- (オ) 教育委員会事務局職員等の応援

4 学用品の給与と調達

(1) 学用品の給与

市は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

ア 学用品給与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障

のある小学校児童、中学校、高等学校等の生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒、高等部の生徒を含む）

イ 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品(運動着、体育着等)

ウ 給与の時期

災害が発生した日から、原則として、教科書(教材を含む)は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する(ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで必要な期間を延長することができる。)

エ 給与の方法

市教育委員会は、学校長と密接な連携を図り、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象児童・生徒に支給するものとする。また、保護者から受領書を徴するものとする。

(2) 学用品の調達

市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品等の品目等を決定し、次により調達するものとする。

ア 教科書の調達

教科書は、教科書取次店、又は教科書供給所から調達するものとする。

イ 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、関係業者から調達するものとするが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対して斡旋を依頼し、確保するものとする。

5 学校給食対策

(1) 学校長及び市教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設、設備等について、市長と協議して速やかに復旧措置を講ずるものとする。

(2) 学校給食用物資は、公益財団法人山形県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保するものとするが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対して斡旋を依頼し、確保するものとする。

(3) 学校給食はできる限り継続実施するものとするが、次のような事情が発生した場合においては、一時中止する措置も考慮しておくものとする。

ア 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食共同調理場を使用することが必要不可欠となったとき。

イ 学校給食共同調理場が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間。

ウ 伝染病その他の危険が発生し、又は発生するおそれがあると予想されるとき。

エ 給食物資の調達が困難なとき。

オ その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき。

6 避難所としての使用

災害対策本部において小・中学校施設を避難所として使用することを決定した場合、教育班長は速やかに学校長に対して報告及び避難所開設の要請を行うものとする。この際、学校長はただちに開設に応じるものとする。特に、休日及び夜間に避難所開設の要請があった場合、鍵を保管している者に連絡し、速やかに開設させるものとする。

7 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関や関係機関との連携を図るものとする。

8 社会教育施設の応急対策

(1) 社会教育施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努めるものとする。

ア 館内放送等により、施設内の入館者等に状況を伝えるとともに、必要に応じて施設外へ安全に避難させる。

イ 要救助者及び負傷者がいる場合は、消防本部及び警察署に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当等を行う。

ウ 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。

エ 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者等に報告する。

(2) コミュニティセンター等の社会教育施設は、災害発生時において災害応急対策用施設として利用されることが多いため、市は、避難所に指定している社会教育施設やコミュニティセンター以外の施設についても迅速に調査把握を行うものとする。また、災害によりコミュニティセンター等の社会教育施設に被害があった場合は、速やかにその状況を把握し、応急修理を行い、避難所又は救護所等の利用に備えるものとする。

9 文化財対策

被災文化財は、文化財としての価値を損なわぬよう、県と連絡を密にし、所有者又は管理責任者若しくは管理団体に対する指導・助言を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置なものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に

努めるものとする。災害により資料館等の施設や文化財に被害が発生した場合は、応急措置を行い盗難防止にあたるものとする。

(2) 搬出可能な文化財

文化財ごとに、搬出責任者が、定められた避難場所に搬出のうえ盗難防止にあたるものとする。また、保管場所の水没が発生、又は発生が予想される場合にも、速やかに定められた避難場所に搬出するものとする。

(3) 建造物等に観覧者等がいる場合は、速やかに安全確保の措置を行う。

(4) 被害が発生した場合は、直ちに観光文化交流課を経由して、県に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

第32節 要配慮者の応急対策

地震等による災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るため、市及び社会福祉施設等の管理者が地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

1 在宅の要配慮者対策

(1) 避難誘導等

ア 市は、地震等による災害が発生して住民の避難が必要となった場合、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難支援者を中心に、地区や近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、避難誘導等が適切に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

イ 避難の誘導にあたっては、避難行動要支援者の身体等の特性に合わせた適切な誘導を行うものとする。

(2) 災害発生直後の安否確認

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、町内会、民生委員等の協力を得て、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(3) 被災状況等の把握

市は、避難所や要配慮者の自宅等に地域包括支援センター職員や保健師、ホームヘルパー等を派遣し、次の事項を把握するものとする。

- ア 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
- イ 家族(介護者)の有無及びその被災状況
- ウ 介護の必要性
- エ 施設入所の必要性
- オ 日常生活用具(品)の状況
- カ 常時服用している医薬品等の状況
- キ その他避難生活環境等

(4) 避難所における配慮

市は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させるものとする。

(5) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

市は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講ずるものとする。

イ 相談体制の整備

市は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。その場合、特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮するものとする。

ウ サービスの提供

市は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師、ホームヘルパー等の派遣、必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努めるものとする。また、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努めるものとする。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 施設被災時の安全確認・救助・避難

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに防災活動隊を編成して入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努めるものとする。

イ 入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急対策を実施するとともに、必要に応じ消防本部へ救助を要請するものとする。

ウ 施設長は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所(屋内、屋外、避難所等)を選択し、避難誘導を行うものとする。

エ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少ないときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努めるものとする。

(2) 被害状況の報告及び連絡

施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を市に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼するものとする。

(3) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、市を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じるものとする。また、市は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設を斡旋するものとする。

3 外国人の援護対策

(1) 外国人の救護

市は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努めるものとする。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

市は、報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行うものとする。

イ 相談体制の整備

市は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備するものとする。

第33節 応急住宅対策

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者に対する応急仮設住宅の建設、損壊住家の応急修理、公営住宅の活用等の住宅対策について定める。

1 住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅の調査

市は、地震等の災害により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要な下記事項について、早急に調査を実施するものとする。

ア 被害状況

イ 避難場所の状況

ウ 被災建築物応急危険度判定

(ア) 市は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」及び「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会策定）」等に基づき、被災建築物の応急危険度判定を行う。

(イ) 市は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行う。

(ウ) なお、判定の実施にあたっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促すものとする。

エ 被災宅地危険度判定

敷地の被害の状況により、市は宅地の危険度判定を行う。その際、県から必要な各種の支援を受ける。

オ 損害認定

市は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。また、県の行う家屋の被害認定の研修等が開催される場合は積極的に職員を参加させ、災害時の家屋被害認定の迅速化を図る。

カ 被害度区分判定

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、地震で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行う。

キ 当面の応急仮設住宅の必要戸数

ク 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

ケ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 応急仮設住宅の確保

県は、住家に被害を受けた被災者の収容対策として、次により応急的な住宅を確保し、暫定的な住生活の安定を図る。

(1) 民間賃貸住宅の借上げ

ア 借上げ戸数

被害状況等の把握による調査結果を踏まえ、必要な戸数を見積もる。

イ 入居の資格

借上げ住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

(ア) 災害のため住宅が全壊(全焼)、流出した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自己の資力では住宅を確保することができない者であること。

ウ 入居者の選定

(ア) 借上げ住宅の入居者の選定及び申込み受付は、市が行う。

(イ) この場合、身体障がい者、難病患者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考に
する。

(ウ) 県は、当該市からの入居申込みの報告を受け、入居の許可及び借上げ住宅の
契約締結等を行う。

エ 供与の期間

借上げ住宅を被災者に供与できる期間は、入居可能日から2か年以内とする。た
だし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

オ 入居者への配慮

県は、借り上げ住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防
止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとと
もに、女性参画を推進し、女性をはじめ生活者の意見を反映できるよう配慮する。

市は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相
談員の配置に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 設置予定場所の選定

応急仮設住宅の建設地は、その都度市長が定めた場所とするが、次の事項に十
分留意して建設用地を選定するものとする。

(ア) 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとと
もに、要配慮者に適応したバリアフリー対応に配慮する。

(イ) 降雨等による二次災害を受けないことがないよう、土石流危険溪流等の災害危

険箇所を避ける。

- (ウ) 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者と十分に協議の上、正規の2か年程度の土地使用契約書を取り交わすものとする。

イ 設置戸数

被害状況等の把握による調査結果を踏まえ、必要な戸数を見積もる。

ウ 建設の時期

応急仮設住宅は、災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。

エ 建設方法

応急仮設住宅は、所定の基準により、県が直接建設業者に請け負わせて建設する。

オ 入居の資格

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

- (ア) 災害のため住宅が全壊(全焼)、流出した者であること。
(イ) 居住する住家がない者であること。
(ウ) 自己の資力では住宅を確保することができない者であること。

カ 入居者の選定

- (ア) 応急仮設住宅の入居者の選定は、市が行う。また、選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮するものとする。
(イ) この場合、身体障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。

キ 供与の期間

応急仮設住宅を被災者に供与できる期間は、その建設工事が完了した日から2か年以内とする。ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

ク 応急仮設住宅の管理

県は、市の協力を求めて、県営住宅に準じて応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて市に管理を委任することができる。その際は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性をはじめ生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

市は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

3 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害のために住家が大規模半壊、中規模半壊、半壊し、又は半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた次に該当する者とする。

ア (2)アの修理にあつては、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

イ (2)イの修理にあつては、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 応急修理の範囲及び費用

ア 「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」は、修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。

イ 「日常生活に必要な最小限度の部分修理」、居室、炊事場及びトイレ等、当面の日常生活に欠くことのできない部分に対し、現物をもって行うものとする。

ウ 上記ア及びイの被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、それぞれ山形県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(3) 応急修理期間

被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、(2)アについては10日以内、(2)イについては3か月以内に完了するものとする。

4 応急住宅の入居者及び応急修理対象者の選定

応急住宅の入居者等の選定は、市長が行い、前記の「自己の資力では住宅を確保することができない者」及び「自己の資力では住宅の修理を実施できないと認められる者」の基準は、概ね次のとおりとする。

- (1) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (2) 特定の資産のない失業者
- (3) 特定の資産のない寡婦並びに母子世帯
- (4) 特定の資産のない高齢者、病弱者並びに身体障がい者
- (5) 特定の資産のない勤労者、小企業者
- (6) 前各号に準じる経済的弱者

5 住宅建設資材等の確保

建設等の資材は、原則として請負業者が確保するものであるが、災害により現地調達が可能で、請負業者から資材のあつせん及び調達依頼があつた場合、建設班長はあつせん調達にあたるものとする。なお、業者において不足する場合は、県に対しあつせんを要請する。

6 公営住宅等の活用

市は、被災者の住宅確保支援策として、必要に応じ、災害公営住宅の建設、公営住宅等への特定入居等を行うとともに、既設公営住宅等の空き室活用を図るものとする。

第34節 災害救助法の適用

一定規模以上の災害が発生し、災害救助法が適用された場合の救助の種類、基準等について定める。

1 災害救助法の適用

- (1) 知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、関係機関の協力のもとに応急的に必要な救助を行い、被災者保護と社会秩序保全を図る。(災害救助法第2条)
- (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(災害救助法第13条第1項)
- (3) 市長は、上記(2)に市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。(災害救助法第13条第2項)

2 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

災害救助法による救助は、次により行われる。

- ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。
- イ 同一の原因による災害によることを原則とする。
ただし、例外として
 - (ア) 同時又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合
 - (イ) 時間的に接近して、同一市町村内の別の地域に同種又は異なる災害が発生した場合においても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取り扱う。
- ウ 市町村又は県の人口に応じた一定数以上の住家の滅失があり、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

市における災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号及び第2号、第3号、第4号の適用基準に基づき、次のア～オのいずれか一つに該当する場合である。

- ア 滅失世帯が50世帯以上のとき。

※滅失世帯の数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流出した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

滅失世帯数=(全壊、全焼、流失)+(半壊、半焼)×1/2+(床上浸水等)×1/3

イ 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が1500世帯以上に達したときで、かつ市の滅失世帯が25世帯以上に達したとき。

ウ 被害が県内全域に及ぶ大災害で、県内の滅失世帯の総数が7000世帯以上に達したときで、かつ市内において多数の世帯が滅失したとき。

エ 当該災害が隔絶した地域に発生したものであること等により、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とするなど特別な事情がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって、厚生労働省が定める基準に達するとき。

3 被害状況等の判定基準

(1) 住家滅失の認定

ア 住家の全壊、全焼又は流出

(ア) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の主要な構成要素(壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。)の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家の半壊、半焼

損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のものをいう。

(ア) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 床上浸水等

住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(2) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。なお、学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則として寄宿舎全体を1世帯とする。

イ 住家

- (ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。
- (イ) 炊事場、浴室、トイレ及び離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。
- (ウ) 学校や病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。

4 災害救助法の適用手続き

市長は、本市における被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次により被害状況を知事に報告し、災害救助法の適用を要請するものとする。

- ア 災害発生の日時、場所及び災害の原因
- イ 被害の概況
- ウ すでにとった救助措置及びとろうとする措置
- エ その他必要な事項

5 災害救助法による救助

(1) 救助の種類

災害救助法適用時に県知事から委任される救助の種類は次のとおりである。

- ア 収容施設の供与(避難所の設置、応急仮設住宅の供与)
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救助
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の捜索及び処理
- サ 障害物の除去(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石や竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法、期間、経費等については、山形県災害救助法施行細則によるものとする。

7 実施状況の報告

- (1) 市長は、災害救助法適用時に県知事から委任された職権にかかる救助を実施した時は、直ちにその内容を詳細に県知事に報告しなければならない。
- (2) 報告に際しては、救助に係る各種関係書類の整備、保管に努めるものとする。
- (3) 関係書類の様式は、山形県災害救助法施行細則の定めるところによる。

第35節 自発的支援の受入

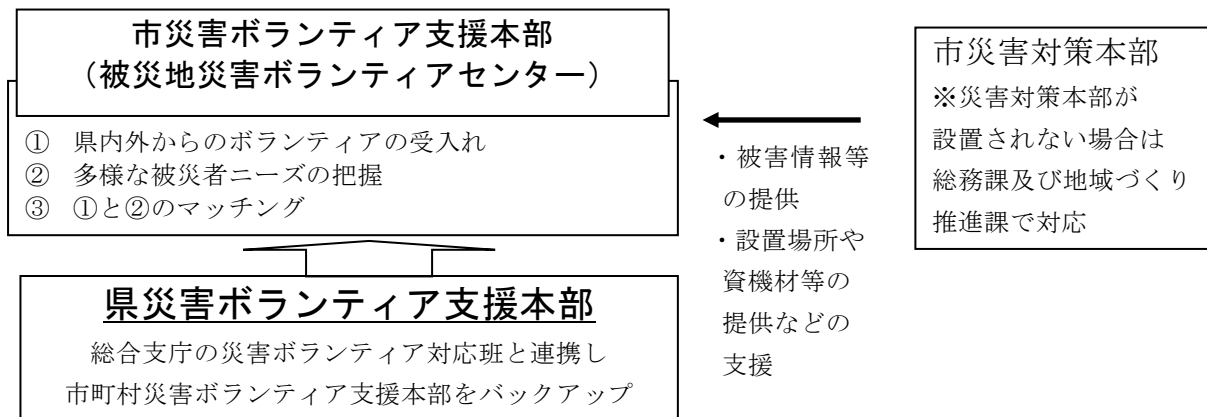
災害発生時に、県内外から寄せられる善意の支援の申し込みに適切に対応するため、市及び関係機関が実施する対策について定める。

1 災害ボランティア活動支援

地震等による災害発生時に、増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、市や社会福祉協議会、NPO等の関係団体が実施するボランティアの受入れ及び活動支援対策について定める。

市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(1) 災害ボランティア活動支援体系図



(2) 市災害ボランティア支援本部

ア 設置

市は、大規模な災害が発生した場合、市社会福祉協議会、NPO等の関係団体と密接に連携し、必要に応じて市災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）を設置する。なお、運営の責任者については、社会福祉協議会の長等を候補とする。

イ 運営

市災害ボランティア支援本部は関係機関と連携し、次の活動を行う。

- (ア) ボランティアの受入れ
- (イ) 避難所及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握
- (ウ) ボランティア活動の調整及び派遣要請等
 - a 把握した被災者ニーズやボランティアの受入れ状況を踏まえて需給調整を行う。
 - b 必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。
- (エ) ボランティア活動への支援・協力
 - ボランティアに対し、活動拠点の提供、物資の確保等の必要な支援・協力をを行うと

ともに、活動上の安全確保を図る。

(ウ) ボランティア関係機関・団体等との連携

県災害ボランティア支援本部、日本赤十字社、その他ボランティア関係機関・団体及びボランティア・コーディネート組織(ボランティアの広域的な募集及びコーディネーションのノウハウを持つ組織)等と連携を図り、被災地におけるさまざまなニーズに効果的に対処するよう努めるものとする。

(3) ボランティアの区分・活動内容及び担当部署

ア 災害時におけるボランティアの活動内容は、おおむね次のようなものである。

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・医療看護(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等) ・福祉(介護、手話通訳等) ・通訳(語学) ・砂防(土砂災害警戒区域等の危険度点検、判定) ・災害救援(初期消火活動、救急救助活動等及びその支援等) ・被災宅地危険度判定(被災宅地危険度判定士) ・通信(アマチュア無線技士) ・動物愛護(獣医師) ・歴史資料救済(文化財等の取扱いに詳しいもの)
一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等における炊き出し、清掃等 ・救援物資、資機材等の配分・輸送 ・軽易な応急・復旧作業 ・災害情報、生活情報等の収集・伝達 ・災害ボランティアの受入事務

イ 市災害ボランティアセンターは主に一般ボランティアを対象とした支援を行うものとし、専門ボランティアについては、原則として市災害対策本部や、ボランティア内容に関係する部署で対応していくものとする。

2 義援物資の受入・配分

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援物資を円滑かつ適切に受け入れ及び配分するために、市が実施する対策について定める。

(1) 基本方針

市は、関係機関等の協力を得ながら、受け入れを希望するもの及び希望しないものを把握し、必要に応じて義援物資を受入れる。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

また、個人からの義援物資については、品目の混載や不均一な梱包等により、仕分けに要する施設面積や手間が多くなるなど、物資拠点(地域内輸送拠点)のリソースを大きく浪費してしまうおそれがあるため、公的な支援物資の荷役業務や情報処理に支障を与えないよう、

物流事業者が運営する物資拠点（地域内輸送拠点）での受入れとは別ルートにするよう配慮する。

(2) 受入れの周知

市は、被災地のニーズを把握し、義援物資の受入れが必要と認められる場合は、その品目のリスト及び受入れる期間についてホームページや報道機関等を通じて公表するとともに、被災地の需給状況を勘案し、当該リスト等を逐次改定するよう努める。

ただし、開設している物資拠点（地域内輸送拠点）の名称や住所については、個人からの混載物の義援物資が入り込むことを避けるため、公表しないものとする。

また、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。

なお、義援物資受入れの必要がない場合も、その旨を公表する。

(3) 受入れ及び保管

市は、義援物資を受入れる必要があると認められる場合には、速やかに受入要員を確保し、義援物資の受入窓口を開設するとともに、交流センターふらり等に一時集積を行う。

(4) 配分

市は、受入れた義援物資について、被災地のニーズと物資の調達状況等を勘案しながら速やかかつ効果的に配分する。輸送については、市財政班長に所要の車両数を要請し、輸送するものとする。この際、義援物資の配分については、福祉班長が担当するものとし、配分に関する帳簿を備えるものとする。

なお、必要に応じて、義援物資の配送、管理に当たっては、県へ要望して公益社団法人山形県トラック協会や山形県倉庫協会に協力を要請するとともに、義援物資の仕分け、配布に当たってはボランティアを活用するなど、関係機関等と相互に連携しながら円滑な義援物資の配分を行う場合がある。

3 義援金の受入・配分

(1) 受入体制の周知

市は、義援金の受入れが必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座（銀行名等、口座番号、口座名等）を公表する。

(2) 受入及び保管

ア 一般からの受入窓口を開設する。

イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

ウ 受け入れた義援金については、歳入歳出外現金として配分が決定されるまで適正に保管する。

(3) 義援金受入帳簿の整備

寄託された義援金は福祉班長において受け付け、義援金受入帳簿を整備する。

(4) 配分

- ア 市は、地区長連合会、市議会厚生常任委員会、教育委員会、市災害対策本部、長井市社会福祉協議会、日本赤十字山形県支部等で構成する義援金配分委員会（以下この節において「委員会」という。）を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準等を定め、適切かつ速やかに配分するものとする。なお、委員会が必要と認めた場合は、被災者から意見を聴取するものとする。
- イ 山形県等他自治体等において、配分基準が定められた義援金については、委員会の開催を省略する。
- ウ 義援金の配分対象が限定的かつ少数の場合は、委員会に替え、市長が別に定める職員をもって構成する配分会において審議する。
- エ 義援金の配分については、福祉班長が担当するものとし、配分に関する帳簿を備えるものとする。